

第三十四回 参議院法務委員会會議録第十八号

昭和三十三年五月十日(火曜日)午前十一時五分開会

委員の異動

五月六日委員佐野廣君及び西田信一君
辭任につき、その補欠として平井太郎
君及び植竹春彦君を議長において指名
した。

五月九日委員後藤義隆君辭任につき、
その補欠として鹿島俊雄君を議長にお
いて指名した。

本日委員鹿島俊雄君及び江田三郎君辭
任につき、その補欠として後藤義隆君
及び亀田得治君を議長において指名し
た。

出席者は左の通り。

委員長 大川 光三君
理事 井川 伊平君
後藤 義隆君
高田 なほ子君

委員

大森 創造君
亀田 得治君
千葉 信君
赤松 常子君
片岡 文重君
市川 房枝君
辻 武壽君

政府委員

警察庁刑事局長 中川 董治君
法務省刑事局長 竹内 寿平君
最高裁判所長官代理者
事務次長 内藤 頼博君

人事局長 守田 直君
民事局長 仁分百合人君
總務局總務課長 長井 澄君
事務局側
常任委員 西村 高兄君
會専門員 官房參事官 影山 勇君

説明員

法務省大臣 影山 勇君
官房參事官 影山 勇君

本日の會議に付した案件

○理事の補欠互選の件

○裁判所法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○刑法の一部を改正する法律案(内閣
提出、衆議院送付)

○委員長(大川光三君) ただいまから
法務委員会を開会いたします。

まず委員の異動について御報告いた
します。
五月六日付、佐野廣君、西田信一君
が辭任、平井太郎君、植竹春彦君が選
任。

五月九日付、後藤義隆君が辭任、鹿
島俊雄君が選任。
五月十日付、鹿島俊雄君が辭任、後
藤義隆君が選任。

以上でございます。

○委員長(大川光三君) 次に理事の補
欠互選を行います。

ただいま申し上げました通り、後藤
理事が一時委員を辭任されたので、理
事に一名の欠員を生じております。

で、この際、理事の補欠互選を行な
いたいと思いますが、その方法は、慣例
により、その指名を委員長に御一任願
いたいと思いますが、御異議ございま
せんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(大川光三君) 御異議ないと
認めます。
それでは私より後藤義隆君を理事に
指名いたします。

○委員長(大川光三君) 次に、裁判所
法の一部を改正する法律案を議題に供
します。

本日は最高裁判所より内藤事務次
長、同守田人事局長、長井總務課長、
法務省より、影山參事官が出席されて
おります。

御質疑のある方は御発言を願いま
す。

○井川伊平君 私は先般の委員会にお
きまして、本法律案について質問をい
たしておきまして、時間の関係で若
干残っておりますが、ございましたら
で、本日まで残っておりまして分につ
きまして質問を進めたいと思つていま
す。

第一に、書記官の欠員と試験制度に
ついて伺います。書記官の欠員が六十
四名あり、今次の改正措置により、書
記官の事務量は一そう増加することが
予想されるので、右の欠員を早急に補
充する必要があります。現在の試験制度が隘
路となつていないか、

か、書記官、書記官補に対する試験制
度の内容、難易等について説明を願
いたいと思つております。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君)
ただいま御質問のございました書記
官の職務内容の改正とともに、書記官
にそれだけの職務が増加いたしましたし
て、従いまして、欠員の補充というよ
うなことが一そう切実な問題になつて
くるのではないかと、今度の改正によ
りますが、御指摘のように今回の改正に
よりますと、書記官の事務の内容が改め
られますとともに、その仕事が増加す
るわけでございます。それに伴います
増員という問題は、当然考えなければ
ならない問題でございます。現在書
記官は六百名余りの欠員を持っています
わけでございますが、直ちにその欠員
を補充するということは、望ましいこ
とには相違ございませんけれども、書
記官補から書記官に任命いたしますの
につきましては、それだけの客観的な
条件を必要としているわけでございま
して、一つは、書記官研修所における
研修でございます。その研修を経まし
た者、あるいははたいたお話をござい
ました昇任試験に合格した者というこ
とになるわけでございます。書記官の
欠員を、至急に補充するといふ要請が
一方にございますが、一方にまた書
記官にはそれだけの資質、能力を要す
る面があるわけでございます。従いま
して、その資質、能力に応じただけの
研修なり試験なりを必要とするわけで
ございまして、そういう面におきまし

て、欠員の補充が今日までなかなか実
現し得なかつたわけでございます。こ
れは前にも申し上げましたように、新
しい書記官制度というものを作り出す
上におきまして、過渡的にそういう現
象を生じてきたわけでございます。し
かし、幸いにして書記官の研修も充実
して参りました。多くの書記官が研修
によりましてそれだけの資質、能力を
備えて参りまして、そういう資格を
得る者が多くなつて参りまして、今回
の改正をお願いする段階になつたので
ありますが、それに応じまして、欠員
の補充もおいおいその見込みがついて
参るようになって参つたのでありま
す。ただ、欠員の補充をしさえすれば
いいということにはなかなか参りませ
ん。先ほど来申し上げました新しい書
記官制度というものを作り出す意味にお
きまして、書記官の資質、能力の向
上、充実ということを考えますので、
そういう過渡的な現象ができたわけ
でございます。欠員の補充につきまし
ては、昨年来そういう研修あるいは
試験の運用によりまして欠員の補充を
はかつていくわけでございます。

詳細の点につきましては、さらに人
事局長から御答弁いたします。

○最高裁判所長官代理者(守田直君)
書記官の欠員が六百十四名ほどござい
ますが、現にこれに見合う書記官補
は、五百九十五名ほど書記官補の定員
で過員になっているわけです。書記官
の定員を書記官補に流用するというこ
とは、これは認められておるわけでござ

ざいまして、従いまして、書記官の定員の一部を書記官補に流用いたしました。現在書記官補の予算定員よりは書記官補の数は五百九十五名ほど上回っております。従いまして、書記官の欠員六百十四名は全然これに見合う者がいないというような性質の欠員ではございせん。従いまして、この書記官補から順次書記官に昇任をさせていくことになるわけでございします。

昇任の方法といたしましては、これは書記官研修所に養成部というものがございまして、その養成部で一年ないし二年の研修をいたしまして、書記官に任用していくのがこれが正規の方法でございしますけれども、いろいろな家庭の事情その他の事情もありまして、これをカバーする意味で書記官昇任試験というものを実施しておるわけでございします。

書記官昇任試験の程度は、これは書記官研修所養成部を卒業した程度で行なっております。さらに昨年から特別研修というものを実施するようにいたしました。そしてその最終の合格者をもって書記官に昇任せしめるような道を講じまして、昨年度は約四百八十名ほど特別研修を実施しまして、書記官に昇任する道を開いたわけでございします。その程度が、書記官補から書記官に昇任するのをばんでいっているのじやないかという御質疑でございします。一人前の書記官として実務の遂行をいたしますにふさわしい程度で試験をせざるを得ませんので、そういった試験をしておるわけでございまして、特別研修は書記官補の在職年の長い人に限りまして、その実務経験にプラス学理

的な研修を行なった上で任用するといふような方法で進んでおりますので、これがあるがゆえに書記官への昇任を特にはばんでおるといふような状況はないものと考えております。

○井川伊平君 欠員をだんだんなくしようというお気持ちのほどはわかりましたが、いつごろになれば欠員は大体なくなる見通しであるか、その月日の関係について伺いたい。なお、欠員がなくなった時代における執務の時間はどういうふうになるのかも、あわせて承っておきたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者（内藤頼博君） 欠員の補充の点でございしますが、これは大体本年中には欠員が補充されることになるのではなからうかというふうに考えております。

それから今度欠員がすっかり補充された場合の勤務時間の問題でございしますが、実はこの勤務時間につきましては、欠員がございしますから、別の問題があるわけでございします。これは今度書記官に新しい権限が付加されました、それを行なうにつぎましての問題になるわけでございしますが、これは裁判所ごとに裁判官の執務の事情からくる別の要素がまたそこにあるわけでございします。御承知のように裁判官が、年々ふえます事件を、非常な手不足の中に処理をいたしておるわけでございまして、その勤務の仕方というものは、時間的に、何と申しますか、非常に多くの時間を費やさざるを得ない状況でございします。従いまして、その裁判官が行なう調査の補助をするという新しい権限を書記官が行ないます場合には、やはりそれに応ずる勤務時間ということにならざるを得ないのでござ

いまして、そういう点から勤務時間の延長というのを考えております関係上、書記官の欠員の充員必ずしも勤務時間の延長を必要としなくなるというようなことではないわけでございします。書記官が、裁判官とともに、書記官の権限によって仕事をすることでございしますけれども、裁判官、書記官が一体となりまして裁判事務を処理するわけでございまして、今日の裁判所の事件の処理の事情から申しまして、まことにこれはやむを得ないことに存じているわけでございします。

○井川伊平君 欠員が補充されたといふにしても、なお執務時間は裁判官の手伝いと申しますか、補助ですか、それをするにやむを得ないと言ひうけれども、それはやむを得ない理由が私どもにはわからない。それであるなら、さらにもう少し人をふやしたらいいじゃないか、人をふやせば、そういうような無理もなくて済むのではないかと。やむを得ないというものは、人をふやしては絶対ならぬというふうな何か根拠があるのですか。

○最高裁判所長官代理者（内藤頼博君） まことにごもっともな御質問でございします。それにつきましては、やはりどうしても裁判官の増員ということが根本に要請されるわけでございまして、裁判官の増員によりまして、今日の事件数に應じ、また今日の事件の内容あるいは手続に應じたところの裁判官——裁判官が無理な負担なく行なうことができるようにする。そうすれば書記官につきましてもやはり御指摘のような執務体制になり得るわけでございしますが、その基本になる裁判官の不

足、しかも欠員をかかえまして、なおその補充に苦しんでいるという、裁判官のそういう補充困難という問題が根本にございしますために、どうしてもそういった点が解消し得ないのでございします。私もそういったしましては、終戦後のこの事態に應じ、また今後の裁判事務に應じましての裁判官の必要数の確保ということにつきましては、ぜひ在野法曹方面の協力を得まして、この問題を解決したいということを考えているわけでございします。

○井川伊平君 裁判官の補充の問題もさることながら、書記官の職務の範囲を拡大いたしまして、裁判官の補助をなさしめる、それはけっこうです。補助をさせることがいけないというのではないが、補助する時間を執務時間に入れるならば、よけいな時間働かなくともいいのではないかと。言いかえると、書記官の定数というものをふやすことによって、そうしたような矛盾は解決されるのではないかと、その解決しようとする御努力のない理由はどこにあるのかという趣旨で承っているのです。

○最高裁判所長官代理者（内藤頼博君） 裁判所の執務の事情から申しますと、確かに書記官の増員ということも必要でございしますが、しかし執務の態様という点から申しますと、どうしてもやはり裁判官の増員ということが必要になるわけでございまして、それが裁決して得ないと、やはり今日の執務態様ということが改められないのでございします。で、裁判官がそうやって多くの事件をかかえ、毎日相当多くの時間を事件の処理に充てておりますが、そういった執務体制に應じて、やはり書記

官が補助をいたします以上、勤務時間の延長ということはやむを得ないのでございまして、これは書記官の増員だけでは必ずしも解決し得ない問題と考へておるのであります。

○井川伊平君 裁判官の数が少ない、あるいは仕事の量が多い、このことはそうでございします。それにはそれで裁判官の数をふやすということができようし、それとは別に、書記官の方を切り離して、書記官の方が足りないとなれば、そして裁判官との関係において仕事の量が多くなるのはやむを得ないんだといったような、数をふやせばよろしいのだから、裁判官の方の量もふやし、及び書記官の方の量もふやす、こういうようなことも考えられないことではないかと思ひます。

が、裁判官の方の仕事が多いと、だから書記官の方はこのままにしておくんだといったことは、矛盾じゃありませんか。

○最高裁判所長官代理者（内藤頼博君） 御指摘のように、裁判官の数もふやし、書記官の数もふやすということが私どもの考えておる目標でございまして、それが解決できればこういふ事態は解決できるわけでございします。そうしたような理想に基づいて考えれば、一体書記官についてはどのくらいの人数をふやせばその理想に近づけるか、あるいは理想に達するというようなお考えですか。

○最高裁判所長官代理者（内藤頼博君） 今日私どもが考えております裁判官の増員でございしますが、事件が殺到いたします大都會の裁判所の増員とい

うことをまあ目標にいたしまして、それから一番の強化ということで、合議体を増強するというふうな角度から考えまして、裁判官が大体二百名は増員が必要であるというふうな計数が出るわけでございます。それに伴います書記官の増員ということも、大体裁判官一人について三人の書記官というふうな考えますと、六百名の増員というふうなことになるわけでございます。

○井川伊平君　そうしますと、裁判官の二百名、書記官の六百名の増をなし遂げたいということが理想であり、かつその努力をしておると承ってよろしいのですか。そういう努力はしとらぬ、気持はあるけれども、していないと承ってよろしいのですか。いかがですか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君)　私も二百名の増員が必要ということを考えております。しかし現実の問題として、なお裁判官の欠員をかかえている今日の状態では、二百名の増員の前に、ともかく欠員の補充ということが最初の努力の目標になる。で、欠員の補充が、まあ従来何年間かできまねで今日に至っているわけでございますが、判事並びに判事補の欠員が、ことしの春にはほぼ補充ができたという事態に到達したわけでございます。なおしかし、簡易裁判所判事などには欠員をかかえておりますけれども、ともかく判事、判事補は一応欠員の補充ができたという形になっておるわけでございます。しかし、さらにその後、また今後も、裁判官が退官し、あるいは死亡し、そのためにまた欠員ができていくとは存じますけれども、まあそういう事態にまではよく

こぎつけられた事情でございます。それで、欠員の補充ということに努力することが現実の目標としては精一ぱいであるというふうな次第で参ったわけでございますが、私もどなたもいたしましては、欠員の補充ができれば、さらに進めての増員の要求ということになるわけでございます。二百名の増員という口では申しませんが、二百名の増員が得られるわけではございません。私どもは一応事務的な面では百名の増員ということをやまず第一の目標にして

いるのであります。しかし、これも大蔵省との予算の折衝等におきまして、欠員をかかえながら増員の要求ということとはなかなか予算上認められることではございませんので、先ほど来申しますように、欠員の補充ということに現実の努力目標が向けられてきたのであります。しかし今後少くとも百名ぐらゐの増員ということを実現の目標として努力して参りたいと思つて

○高田なほ子君　閣下、二百名の増員と現在の欠員の補充ということがずいぶん述べられておりました。この二百名というのは、どういふ科学的な根拠から出ているものか、これをまず明らかにしてほしいと思つて。裁判官の定員というものは一九四八年から一九五八年までの十一年間にわづかに二七・四％きりふえていない。しかし事件数というものは非常にふえている。刑事事件の起訴人員が四三・二％に躍進している。これは裁判の統計から私が出したのですが、民事事件がこの間に三五・二・六％に上昇している。そういう科学的な数字から考へてみると、現実の現在の裁判官は、もとの三

倍以上の仕事をして能率を上げていゝる。三倍以上の労働がいられていゝる、裁判官自体は。こういうような科学的な数字というものをとにして二百名の増員ということをしていゝらるのかというのを私は非常に疑問に思つていゝる。日本の裁判官の制度といゝるものについて、これは抜本的に検討しなければならぬ事態にきておるわけですが、アメリカの法曹人口は七百五十人と聞いておる。西ドイツの法曹人口は千九百人に對して、日本はこれはけたはずれで一万四千二人といゝうべらばうな数字があるわけだ、これは文明国とは言えないわけだ、世界各國の法曹人口に比べて日本

のばかばかしいような法曹人口に對して、最高裁の方では二百名といゝう裁判官を増員して、一体どれだけの解消ができるかといゝうことについて、はなはだ私は疑問に思つていゝる。従つて、裁判所でもこゝろいつたような過去の統計による数字をもとにされて、もう少しわれわれに納得できるような計数をあげていただかなければならぬ。この点について御答弁願ひたいことが一つ。

もう一つ、閣下ですから続けて質問をいたしますが、重要な御発言がございました。それは書記官の欠員の補充を大体こゝし中にやる、解消する見込みであるといゝう御答弁があつたわけだ。これはききわめて重要な発言だと思ふ。なぜならば、現在の書記官の欠員は六百十四名、この欠員を埋めるために五百九十五名の書記官補を流用させて書記官と全く同じ職務内容をやらせておる。これは法的に違法ではないといゝう説明があつたので、その通り

だと思ひます。はたしてこゝし中にこれが解消されるかといゝうことについては、私は疑問に思つていゝるを得ない。その疑問の第一点は、この昇任試験にパスするものは現在では三八・一％の比率を示してゐる。この率ではとてもこゝし中に解消されないのぢやないかと一疑問が一つ。もう一つの疑問は、研修所に、この前の質問で明らかになつたように、希望したものが全員入れない、その中のごく一部分が研修所にすら入ることができない。なぜ入れないのだと質問したら研修所が足りないからである、研修所の整備ができていないからである、とあなたはお答えになってゐる。その研修所の整備の

きないのに、この六百十四名の書記官の欠員が、こゝしじゅうに解消されるとはどうしても考えられない、現実問題として、もっと納得できるような答弁をしてもらひたい。もう一つは、研修所に全員が満足に入ることができない理由に、整備ができていないからであるといゝうことがありますが、研修所に入るこゝと自体にまた試験をやつてゐるではありませんか。また昇任試験のその前に、研修所に入る前に試験をやつてゐる。そういうことをやつておつて、どうしてこゝしじゅうに解消できるか。この点はもっと科学的に、具体的に数字をあげて、六百十四名の書記官の欠員が完璧にこゝしじゅうに解消できるかどうかといゝうことを、もっと明確に言つて下さい。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君)　最初に裁判官の増員の問題でございますが、終戦後、事件が著しく増加いたしましたので、裁判官が戦前に比しまして非常に多くの事件をかかえてゐるといゝうことは、御指摘の通りでございます。こゝに應ずる裁判官の増員といゝうことは、まことに望ましいことでございます。先ほど私が二百名の増員といゝうことを一応目標の数字として考へてゐるといゝうことを申し上げました意味は、これは八大都市――現在、事件が特に集中してゐまして、裁判事務の処理の上で支障を生じておるものとこゝろの八大都市――につきましての裁判官の増員の意味で申し上げたわけでございます。で、実際問題といたしまして、裁判所が事件の負担でほとんど破産状態だといゝわれておる現象は、大都市において生じてゐるのでござい

ます。そこで八大都市におきまして、今日非常に遅延しております事件の処理を、審理期間をかりに今日の二分の一に縮めるといゝうようなこと、それから合議体を増強いたしまして、刑事事件、民事事件、それぞれ合議体で処理する事件の数をふやすといゝうことをいたしまして、そうして出ました数字が二百といゝう数字になるわけでございます。これが現実の裁判所が当面しております八大都市の事件処理に對する対策としての増員を申し上げたわけでございます。

で、根本におきましては、高田委員の御指摘になりましたように、日本全体の法曹人口の不足といゝうことがございまして、これは終戦後、憲法が變つてゐる、いろいろな問題が訴訟事件にあるいはその他の事件として裁判所に持ち込まれるようになりまして、事件も多く、問題の幅も非常に廣くなりまして、今日におきましては、この法曹人口ではどういゝう対処できないといゝうことは、まことに御指摘の通りでございます。

第三部　法務委員会會議録第十八号　昭和三十五年五月十日　【參議院】

す。アメリカ、ドイツその他の諸国と比較いたしまして著しくそこに相違があるわけでございます。これにつきましても、御承知のように法曹たる資格を得るのは司法試験に合格いたしました、さらに二年間、司法修習生の修習を必要とするわけでございます。こゝういった人を得ますには、やはりそれだけの年数を必要とするわけでございます。で、司法修習生の修習が軌道に乗りまして、今日ようやく十年を経たのでございます。それによりまして、ようやく先ほど申し上げました刑事、民事補の欠員の補充ということが現実の問題としてここに行きようになりまして、これは十年の時目を経たからでございます。で、今後、法曹人口の全体の不足にどう対処すべきか、これは非常に大きな問題でございます。が、司法研修所におきましても、年々修習生の数をふやしてはいるわけでございます。しかしまた、修習生になりますためには司法試験という関門を経なければなりませんので、この関門を経る人数というものは、そう一ぺんにふえるわけではございません。年々優秀な学生がふえるようになりまして、合格者の数はふえてはおりますけれども、飛躍的な増加ということを一ぺんに望むわけにはいかないわけでございます。法曹人口の増加ということは、やはりそういう現実を照らしまして考えるほかはないのでございまして、今日の法曹人口におきまして、一ぺんに法曹人口を倍にする、三倍にするということは、とても考えられないわけでございます。そういう法曹人口の不足の上に、裁判官の地位——それは報酬であるとかあるいは先ほど来申し上げて

おります職務の状況——というふうなことが影響して参ると存じますけれども、必ずしも法曹が、裁判官たることをすべてが望むわけではございません。裁判官志望者がなかなか得られないという実情もあるわけでございます。そういうところに今日の司法制度の運用に關する根本の問題があるわけでございます。この解決につきましても、私どもあるいは弁護士会の方とも協力いたしまして解決に努力を重ねていくわけでございます。それが今日の裁判所がそういう無理を生じている実情であるわけでございます。それから次に、書記官の欠員の補充の問題でございますが、大体本年じゅうには欠員の補充を実現したいというふうには私先ほど申し上げたわけでございますが、これは大体本年じゅうというめどを申し上げたわけでございます。で、これにつきましては、やはり試験その他がございまして、所期するだけの試験合格者があれば実現するわけでございますが、これにつきましても先ほど人事局長からもお答え申し上げましたように、最高裁判所といたしましては、書記官補のために特別の研修をいたすわけでございます。特別の研修と申しますのは、勤務期間が長くて十分に実務の能力がある人につきまして補習的な研修をするわけでございます。そういういたしますと、実務の経験が長く、実務に習熟し、その方面の法制に通じておりますので、特別の研修を行ないますことによりまして、その人の書記官たる実力が十分につくわけでございます。こういう研修の実施によりまして、書記官昇任を行なうことをいたしたいと存じているわけ

あります。これはそういう意味の研修でございますので、書記官研修所に全部集めていたすという措置を必ずしもとらないで、各高等裁判所におきまして、その管内のそういう書記官補の人たちを集めて研修を行なうようなやり方ができるものであります。先ほど高田委員から、研修所に入るのに非常にむずかしい、しかも入るのが施設の少ないところから非常に制約されているのではないかと御質問がございまして、それはその通りでございますが、それは一年ないし二年のいわゆる養成部研修についての問題でございます。ただいま私が申し上げております特別の研修につきましては、書記官研修所の施設そのものを使用するわけではございませんので、そういう書記官研修所そのものの施設の制約からではないのでございまして、もっと広く研修を行ない得るのであります。これはしかし、ただいま申し上げましたように特別の研修だからであるわけでありまして、その特別の研修によりまして、長年実務の経験のある書記官補が、さらにそういう実力を備えまして、そうして試験に合格するということになるわけでありまして、それからもう一方、研修を受けません人たちの昇任試験でございますが、これは先ほど人事局長が申し上げましたように、毎年相当数が受けるわけでありまして、これが何人通るかということには、全くこれはそのときの試験を受ける人たちの力によることでございます。これは私も予想するわけにいきませんが、相当数が試験に合格するということをお願いしているわけでありま

以上が欠員を補充していただける私どもの持っている見通しでございます。○高田なほ子君 関連ですからもう一問だけちょっと。それでは私は納得できないのです。まず裁判官の増員の問題については、八大都市の現在の訴訟期間ですか、これを二分の一に縮めるためにこの二百名という数字を出したというお話でございますが、私は裁判という性格からいって、八大都市だけが重要視されるべきではない、あなたのそういう御発言は、憲法を無視するに似た発言で、非常に遺憾だと思えます。たとえいなかでありましても、都市でありましても、裁判の審判権が重要視されるということはおたりまえのことです。八大都市だけ、まあ順序としてそうおやりになるということはいいと思うのですけれども、それ以外の下級裁判所については、もっと軽く見ているというやり方は、それは憲法無視ですよ。あなたのやり方は、これは訂正していただかなければならない。それから、私は一ぺんに二倍も三倍もふやせというふうな暴論を言っているわけじゃない。ただ、明治からずっと今日までの日本の政府自身が、裁判というものの地位をどういうふうに見ているのか。非常に軽く考えてきていると思ふんです。それは明治憲法時代は、またある意味では重かったでしょうけれども、政府自体としては、裁判所そのものについて、私は、私は軽視しているんじゃないかというのを指摘せざるを得ない。だから、最高裁の当局者は、もっとお答えのときには、権威を持っていただかなければならないのであります。ずっと資料で調べてみますと、警察の

方なんかは、明治からずっと計算してみると、大体五倍くらいにふえておるのです。人口は明治の時代から比べると、現在わが国の人口はもう二倍以上にふえてきておる。それだけふえたのですから、裁判所も当然二倍には最低ふやさなければならぬのに、二倍にもふえていない。数字をあげる時間がございますが、ふえていない。警察の方は四倍以上にふえていない。裁判所の方は二倍にもふえていない。このことは、いかに裁判というものを国自体が軽視しているかということ、これについて裁判所がやはりもっと強腰になつて、司法権の独立のために戦わなければならぬじゃないか。それを、あなた自身がこういう委員会に来て、まるで憲法を無視するようなことを言っておられますが、裁判の遅延というものは、裁判権それ自体を否定するものだといふふうに私は考えております。はなはだ私はあなたの御発言には不満なので発言をしたわけですよ。第二の質問の中で、一応あなたに御答弁いただきましたが、それはあくまでも特別研修についての御答弁であつて、資料でちょうどいっている第一部、第二部、これらの書記官の研修所の養成の問題については触れられておりません。これは明らかにこの研修所の整備上の問題であります。第一部は八・七％第二部は三八％という資料をいただいておりますけれども、単に五年以上勤務した者、あるいは十年以上勤務した者というふうな、古参の人たちの昇進の道を聞くことは当然でありましようけれども、やはり若い人に対しても、どんどんと昇進の道の開けるような研修所の整備というものを

ような名前もありますし、あるいは上申というような名前もありますし、いろいろな形、あるいはただ同意者あるいは反対者といったような数だけのものもありますし、そういったのを文書として合計いたしますと、千七百四十七通はどになつております。これは反対ももちろんあるわけでございます。それを賛成と反対を計算いたしますと、そうと、書記官のうち二千五百十人が賛成、すなわち八三%ほど賛成して、おる、調査官は五百六十名、六八・五%ほど賛成、そのほかは反対ということになつております。以上でございます。

○井川伊平君 次に、最高裁判所及び高等裁判所における裁判所調査官との関係について伺ひたいします。

裁判所法第五十七条に規定されてお

る最高裁判所及び高等裁判所の調査官との今回の改正措置により職務内容の拡張された最高裁判所及び高等裁判所の書記官との権限は一体どういふものか、どういふような開きがあるのか、相違があるのか、あるいは全く同じなものか、こういう点についての御所見を承ります。

○説明員(影山勇君) 最高裁判所及び高等裁判所に置かれております調査官は、裁判官の命を受けてまして、事件の審理及び裁判に關して必要な調査をつかさどる、つまり審理及び裁判でありますから、そうすると裁判事務の全般に關しまして、裁判官の命を受けて、必要な調査を、いわば調査官の事務として、もちろん裁判官の命令のもとでありますけれども、自分の事務といたしまして調査いたします。この同じ裁

○井川伊平君　最後にもう一点お伺いたしますが、外国の書記官制度との比較につきましてお伺いするわけでございますが、書記官の職務権限及びその身分上の地位等について、わが国の書記官制度と諸外国のそれとを比較して、説明をしていただきたいと思っております。また将来、軽微な裁判事務を取り扱わせるため、ドイツにおける司法補助官のごとき制度を設けるような考えをお持ちしているかいないかを、あわせてお伺いいたします。

いうようなことになりますと、これは速記制度を採用いたしましたして、書記官から、そういう供述の内容を記録するという仕事からは書記官が離れまして、事件そのものの進行について裁判官を補助しようというようにして裁判官の仕事の向けるべきではないかと、あるいは速記制度の採用、あるいは書記官研修制度などということを実現して参っているわけであります。そういった方向に書記官の職務権限を改めて参りますその段階に今日あるわけでございます。今回の裁判所法の改正もその一つのステップとしての改正をお願いしているわけなのであります。

そういう意味におきまして、書記官の仕事の基本的な、本質的なものが変更わりがあるわけではございませんけれども、その実際の執務の態様につきまして、新しい裁判所法のもとにふさわしい書記官の職務体制というものを作り上げていきたいということを考えているわけでございます。

それからドイツにおきまして、ございます司法補助官というような制度があるわけでございまして、これにつきましては私どもかねがね研究もいたしております。特に先ほど来申し上げますように、事件の非常な増加、裁判官の不足、こういった事態に応じまして、やはり司法補助官のような、ある程度裁判官の補助として裁判事務の行なうような職務制度というようなものが必要ではないかというふうに考えているわけでございまして、ドイツの司法補助官制度そのままにはもちろん参りますまいけれども、そういったような

方向で新しい制度を実現していきたいというふうには考えているわけであります。これは今日なお私どもの間において研究中の問題でございます。

○井川伊平君 一応質問はこれで終わりました。

○赤松常子君 ちょっと二、三お尋ねたいと思うのですが、まず最初、さっき井川委員おっしゃいましたが、他の一般職の方々と比べて非常な低いということはい、いつも言われているわけでございます。ここでもしよっちゅうそのことは取り上げられて、そういう待遇の向上についていろいろの論議がかわされております。ところが、先ほど人事局長の御答弁では、そう低くないとおっしゃっています。私が調べて参りました資料では、これは非常に低い数字が出ています。わけでございますが、一般職員の方々は三十八万五千人の平均賃金が二万四千四百四十円、ところが裁判所職員の一万九千七百八人の方を調べてみますと、一万七千六百五十二円と、だいぶ開きが出ています。先ほどおっしゃったように、統計のとおり方もいろいろ方法がございますから、こういう数字が出たのかもしれませんけれども、いつもここで俸給が少ない、少ないと言われている。裁判官の不足もそういう待遇が悪いから民間から回っていらつしやらないということがいつもここで論議されているにもかかわらず、今の御答弁では、そう低くないとおっしゃっていますが、私どうもこの点納得いかないのですが、私のこの調べた数字とはあまりに違います。御答弁ですから、ちよっとその点お伺い

したいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(守田直君)
ちよつとお尋ねしたいのですが、その資料は何に基づくものでございますか。

○赤松常子君 私、秘書に調べさせたものでございますが、もう一ぺん出所をよく調べてみましょう。

○最高裁判所長官代理者(守田直君)
それはいつの資料でございますか。

○赤松常子君 最近の資料でございます。

○最高裁判所長官代理者(守田直君)
そうでございますか。それでは私が申し上げておりますのは、各省の職員の本給とというようなものが裁判所にはございませんので、ただ昭和三十四年一月一日現在の資料でございますので、それを検討いたしましたして、ただいま申し上げたわけでございます。それによりますと、裁判所の職員の、裁判官を除く分だけの基本給の平均額は一万七千七十七円になるというわけでございまして、厚生省が一万七千七百三十四円という最下位はございますけれども、まず一番下に近いという数字になつておるわけでございます。この数字自体を見ますれば、これはやはり低いといふことが一般にいわれるのも、これは当然のことかと思ひますが、しかし基本給の平均が高いか低いかといひますのは、これはただ単にこの年令とあるいは学歴とか、そういつたものを、いわゆる職員の構成によつて考へていかないといふと、一がいにただ表づらに現れただけで判断することはできないものだと思ひます。

もう少し詳しく申し上げますと、裁判所の職員と一般の職員の平均年令の比較をいたします。これは昭和三十四年の七月一日現在で比較するよりほか資料がありませんので、それで比較するわけでございますが、各等級別に比較いたしますと、まず一番下の方の八等級から申し上げますと、八等級では裁判所職員が二三・五才、一般職員は平均して二三・九才、七等級にいきましますと、裁判所職員は三〇・八才、一般職員は三一・二才、六等級に参りますと三一・七才、一般職員は三八・九才、五等級では裁判所職員は三六・一才、一般職員は四二・九才、四等級になりましますと、裁判所職員は四五・二才、一般職員は四六・七才、それから三等級になりましますと、これは裁判所職員は五一・二才、一般職員は四七・八才というふうになっておりまして、平均いたしますと裁判所職員は三三・四才、一般職員は三五・八才、大体二・四年ほど若いというふうな状況になっております。これがやはり相当の違いになってくるわけでございます。さらに昇給率の点を申し上げますと、これは三十四年一月一日現在で裁判所職員の昇給率は二三・一に当たりまします。ほかの省庁の職員よりは昇給率は最高になっております。これは若いからそういうふうな昇給率になっているわけでございます。またさらに裁判所職員と一般職員の折れ曲がり人員というものがございまして、これは各等級の号の中で所要の昇給期間があるわけでございますが、その昇給期間が、ある号にいきましますと少し長くなっております。その長くなった人たちは、長くなつたところ以上におる人員、これが折

れ曲がり人員の率と申すわけでございまして、これが全体のその各等級の中で折れ曲がりのところから以上にとどのくらいの率でおるかということも、またこれは一つの考へる資料になるわけでございます。それを考えますと、まず行政職俸給表で申し上げますと八等級は折れ曲がり人員は裁判所にはございせんが、一般の行政官庁には〇・八％ある。七等級は裁判所には一・二％ある。六等級は裁判所には一・二％ある。五等級では裁判所職員は三・七％、一般職員は四・〇・二％、四等級では裁判所職員は四・〇・二％、一般職員は一・六・一％、三等級では裁判所職員は七・四％、一般職員は一六・八％、二等長クラスに当たるのですが、裁判所職員は一・一％、一般職員は七・三％、これを合計して平均いたしますと、裁判所職員は三・八％であり、一般職員は一五・五％になっております。すなわちそういう期間の長くなつた、昇給期間が長い期間を要する昇級の号以上におる人が非常に少ないということを表わす。裁判所職員の待遇というものが非常に等級が上に上がつていきましたので、決して停頓してないというのを表わしているわけでございます。これらの事情をいろいろ考へまして、結局先ほど申し上げましたように、平均基本給はなるほど低い、しかし待遇としては決して劣っていないというのを申し上げた次第でございます。

○片岡文重君 関連して。今のお話ですと、あまり裁判所の職員の給料は下がっておらぬというお話ですけれども、学歴別に、たとえば大学卒業業者、旧制の大学、高専あるいは新制の短大、新制大学あるいは高校、学歴別に、そしてそれを在職年数別に調べたものがあるかと。

○最高裁判所長官代理者(守田直君) 私、手元には持っておりません。おりませんし、各省の学歴別、在職年数別、号別というものは、資料が手に入りませんので、比較のしようもありませんが、裁判所で大学卒を採用し出したのは、終戦後の二十四、五年ごろからでございます。そういう点から申しますと、若いうちに大学卒は相当いりますが、各省のようにつつと大学卒を明治、大正、昭和を通じてとってきたところと、大学卒の面から見ますと非常に数が少ないということだけは言ひ得ると思ひます。しかも上の方に少ないというふうなことが言えるのじゃないかと思ひます。

○片岡文重君 今の関連ですが、給与が多いとか少ないとかいうことは、言うまでもありませんが、経験年数それから学歴等がやはり大きな算定のファクターになると思ひます。特に裁判所のごとき完全な知能労働の職員になれば、この学歴等も十分ものを言うし……。今のお話ですと、何か高学年の研修をしたものが少ないようにおっしゃっておられるようにすけれども、たとえばいただいた資料を見ても、書記官補ですから大学卒は二五・三％を占めており、短大卒が一三・七％もあるわけですが、高校卒が一・七％になつておりますが、これは官補の学歴ですね。それで、書記官の学歴はどこかにあつたと思うんだが、研修所の構成を見ると、いただいた資料によつて研修所の入所資格、それから入所試験の程度はここに出ておりませんけれども、少なくともこの入所資格によつて研修手数をみれば、いわゆる就職以前の学歴はともあれ、入つてからの学歴というものは相当高く評価されてしかるべきだと思ひます。だから俸給の等級等を考える場合には、そういう点をまず同じレベルに直して見て、どの程度に違ふのかということを見ていただかなければ、大へんこれは失礼なことになるかも知れませんが、一般職の官公庁、公共企業体にしても諸官庁にしても、大学出ももちろん多いようですが、むしろ高校程度の職員の方が非常に多くて、しかもそれ以上研修とか何とかいうことに對してこういう制度のあるところは限られたところだと私は思ふのです。そういう点を考へてみれば、この処遇というものは、決して裁判所が他の官庁から比べて高いと自負し得るような程度のものではなから、少なくとも就職前の学歴、就職後の研修、これらの努力に對して報われるところの俸給が、他の官庁に比べて大体同等であるのか、高いのか、低いのかということが、この処遇が適當であるかどうかの問題だと思ふ。そういう点からの御説明としては、何か私少し不十分だと思ふのですが、もし、資料がここにはないが、あるというのなら、他日出していただいてもけっこうです。しかし今ないがでございませう。とにかく何かそういう御説明がなされることを私は希望するのです。

○最高裁判所長官代理者(守田直君) ただいまお尋ねの範囲であります。ならば、ここでお答えできると思ひます。

それは、まず書記官研修所養成部に入つて、そして一年ないし二年で養成部を卒業して書記官に任用される者のそのときの給与は、これは一般の行政官庁で国家公務員試験によつて大学卒で採用されまして、そして任官して昇進する者の速度よりは、一年早くに昇進するようになっておるわけでございまして。すなわちその労に報いるようにしてあるわけでございまして。それから書記官補の中に大学卒がだいぶおりますが、この大学卒の人たちは、それぞれ書記官補採用試験に合格して採用された人たちでありまして、その初任給は行政職の七等級試験、いわゆる国家公務員試験に合格して採用されたものと同じでございます。だから、大学卒が特に他の官庁の大学卒と初任給及び昇進の速度において、上の方は別としていたしまして初めの方で変わるというふうなことは全然ございせん。この程度は申し上げられると思ひます。

○赤松常子君 私伺ひまして、いろいろ処遇のことを考へる角度及び条件というものの複雑な点の考慮も必要だということとはよくわかりますけれども、今おっしゃいましたように、厚生省より一段上という程度では、先ほどおっしゃつたように、そうひどくはないという証拠にはならないと思ふのでございまして、私が調べて参りましたこの信憑性も、もっと私確かめたいと思つておりますが、そういう諸官庁の一般職員との比較表を、もっと私どもにわかるような資料を、この次お出しただきたいと思つております。

それから、この前にちよつとお尋ね

して、それに続いてちょっとお聞きし
ございましたようか。

たいのでございますが、こういう今度の改正に伴いまして、時間の延長であるとか、あるいは八%ながら昇給ということが考えられておるようでございますが、これなども先ほど井川委員でございいますか、書記官の御意見というものを伺ったかというその御質問に対して、御答弁がございました。私、この前お聞きしましたときに、裁判所書記官制度調査委員会というものがあって、これにもいろいろそういう問題を諮問するのだとおっしゃっておりましたが、その委員の顔ぶれを見ますと、なるほど書記官も出ていらっしゃいますけれども、首席書記官であるとか、あるいは主任の書記官の方であるとか、非常に上の方が出ておいでになる程度であって、一般の書記官の方の御意見というものが、はたしてどういうお話し合いで出るようになっていくのか、ことにこういう労働条件の問題について、具体的に一般の方の御意見というものを、下から吸い上げると申しましようか、披瀝すると申しましようか、そういう方法がどこでどういふうになされているのかということが一点。

それから先ほど賛成の方が相当おおいでになるようでございますが、その方法が、やはり首席書記官に頼んで一般書記官の意見を聞いた、賛否を聞いたという、その方法が、はたして民主的であろうか、一般の下の声がそれがおおに率直に出る方法であろうか、これにたしていい方法であろうか、これについては私は疑問がございますが、こういう方法論についても、これでいいとお思いでございましょうか、いかがで

ございましょうか。

○最高裁判所長官代理者（内藤頼博君）

書記官制度調査委員会の問題でございますけれども、書記官制度調査委員会は、ただいま御指摘のようなメンバーが委員になっているわけでございます。書記官の中から首席書記官あるいは主任書記官等が委員になっております。この委員会あるいは幹事会の運営におきまして、私どもは、なるべく御指摘のように一般書記官あるいは書記官補の諸君の意向が反映するようにということは努めているわけでございまして、幹事会あるいは委員会の過程におきまして、いつもその間に、この人たちが、幹事なり委員の人たちが、職場におきまして書記官の諸君、書記官補の諸君の意向を徴しているわけでございまして、その点については、実際の仕事をしている書記官あるいは書記官補の人たちの意向が少なくともこの制度調査委員会に反映するように努めているわけでございます。で、委員幹事になっております書記官の人たちも努めてその点は努力をいたしまして、そういった点に遺漏のないようを努力しているわけでございます。それから、なるほど裁判官の人たちが多いではないかというお話でございますけれども、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所から出ております、あるいは検察官、最高裁判所も同様でございますけれども、裁判官と書記官との仕事は、常に日々これは一体の仕事をしているわけでございます。裁判官が、多くの場合、こういった席におきましては書記官の立場になり、書記官の意向を相當に反映し得る人たちでございます。これは最高裁の事務総局といたしまして

ては、事務総長が出ているだけでござ

いますが、実際日常直接同じ職務に携わっている裁判官が委員になっているわけでございます。そういう意味におきまして、この書記官制度調査委員会におきまして、実際に日々一体の仕事をしていく裁判官、書記官、そういう人たちの意向が十分に反映し得るように努めているわけでございます。

それから第二の、書記官の意向を徴するについての問題でございますが、こういったこの法律の改正につきましては、内部の職員の意味を徴するといふことは、今回は限ったことではないのかもしれませんが、方法といたしましては、やはり各庁から全部もろん集めるわけには参りませんので、連絡の方法といたしましては、先ほど人事局長から申し上げましたように、首席書記官を通じて連絡いたしたわけでございます。これも首席書記官を通じてお話ししたといふのは、ただいま赤松委員から御指摘がありましたような点を私どもは配慮いたしたわけでございす。所長を通ずるとか事務局長を通ずるといふことを避けて、首席書記官を通していただく。これは書記官のほんとうに忌憚のない意見を聞きたい、書記官の同僚を通してそういうことをすることによって、書記官の忌憚のない御意見を聞きたいということからしたので、御了承をいただきたいと思ひます。

○赤松常子君 労働組合が各官庁にございますが、そういう団体との正式交渉というふうな場をお持ちになっているのでございましょうか、いかがなものでございましょうか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君

裁判所には全司法という組合がある

わけでございますけれども、今日の組合の役員が正常な状態にはないものがございますから、正式の意味の団体交渉ということはいたしておりません。ただ、事實上、当局におきまして接触をいたしまして意向を徴したり、あるいはこちらの意向を伝えたりしていることは、事実上ございます。ただ、正式の団体交渉ということは現在いたしておりません。

○赤松常子君　こういうことは私非常に不幸だと思うわけでございまして、一番労働条件に関連がある問題こそ、そういう団体の方々と直接正常な話し合いの場を持って、スムーズに話し合えるようにしていかなければ、そこからまた無理が生ずるようなことになるのではないかと、このことは、掘り下げればいろいろな問題はあると思えますけれども、どうぞこういう問題については、今申しますように裁判所の中の問題でございますから、両方が常識をもって正しい慣行を作るようにしていただきたい、そうでないと、いろいろそこから無理が起くるのではないかと心配をいたすのでございます。

○高田なほ子君　ちょっと今の問題に関連して。今の交渉の問題ですが、私は今の御答弁はちょっとおかしいのじゃないかと思う。全司法の組合の代表者が正当な代表者じゃない、従ってあまり話し合えない、こういうような内容の御答弁であったように伺うのですが、しかし、ILO条約の八十七号の精神からいっても、それから、公務員法九十八条から考えましても、解雇された代表者とは交渉しないというような考え方、そういう考え方は私

は誤りではないかと思う。そういうふ

うにはお考えになりませんか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼傳君)
交渉しないということを申し上げたものではございませんで、正式の団体交渉はしていないということを申し上げたのでございまして、先ほど来申し上げますように、事実上の接触はいたしておるわけでございます。

○高田なほ子君 国家公務員の場合には、何も協約、調印ということはないわけなんですから、それはやはり十分に話し合いというものが持たれ、またその意見というものは尊重されなければならぬはずのものだと私は思う。しかし今日までの最高裁の態度というのは、事務総長のところまで行政措置置要求の内容なんかは知らされていないらしいですね。途中で消えちゃってるようです。これは私はどうかと思うのです。少なくともやはり措置要求が十三項目も十四項目もわたって過去にされておるのに、事務総長のところまでその考え方がいかにないということについては、これはぜひぶんおかしなものでと思う。この間私質問してわかったのですが、あなたのところでも措置要求の内容なんていうものについて知ってないですね、この間聞きまして。これでではまるで話し合いをしたとか何とか言っちゃって、その内容というものの方が上の方まで伝わらないということとは、組合自体を無視している態度じゃないかと思う。これは全く憲法の番人である最高裁が、自分からその憲法の精神をじゅうりんしていくというやり方、これははなはだしく權威を欠くものであり、不当なものであるというふうに私は思う。こういうきめつけ方

はけしからんというような駁論をしてもらいたい。御答弁いただきたい。

○最高裁判所長官代理人(守田直君)

ただいま御指摘のように行政措置要求が参っております。その行政措置要求の要求事項は、これは決してその人だけで解決し得る問題ではなくて、やはりこれは全体としていろいろと解決しなければならぬ問題である。それにつきまして、私自身もいたしましては、これは全司法の役員の方がかつてお見えますし、しよつちゅうお話ししておるわけでありまして、そういう点の解決をしていくということの熱意も私も持っております。それから、そういう案を作りまして、それからいろいろと内部で事務的にこなしまして、そしてやっていくというほかはないうわけでございますが、公務員法におきまして、免職された職員が当然その組合員だというような解釈は、やはり現実ではとっておりませんで、正式の団体交渉をするためには、少なくとも全連で行なわれましては、やはり臨時代表か何かを選んでほしいということ、再三私の方からは申し入れてありますけれども、それはそのままになってきておるわけでありまして、しかし私どももいたしましては、やはり職員組合の方から申し入れられた事項は、相当いろいろな点で考えなければならぬ。しかもそれをやるためにはいろいろな制度をいじらなければならぬ。といったような問題がありますので、しかも、申し出られた措置要求は、個人個人で解決すべき事項でもないもの、ですから、紋切り型にしても意味がないというふうな考えますので、その方面の解決のためには、順次準備を進め

つつあるわけでございますが、正式の団体交渉し得るような形を、全司法の方においてとってほしいということをお願いして現在に至っております。

○赤松常子君

はしなくもILO条約の問題が出て参りまして、これは非常に重要でございますし、これはまた目を変えて全般的に考慮していく問題だと思っておりますので、その一環として、私ここで要望したいことは、いろいろ法律の改正をこれから早く進めていって、そうして裁判所の職員の皆さんも、正常なそういう問題についての団体交渉を進めになっていただくうちに、私どもも努力いたしまして、うに、当局の方もどうぞ推進の方向に向いていただきたいとお願ひいたしております。

それからもう一つ私ちょっとお尋ねしたいのは、私は他の官庁のこともよくわからないのでございますけれども、今度時間が延長されるということは、結局人員が不足であるから、予算がないから、そのしわ寄せが時間延長ということになってきているわけでございますが、こういう例が他の官庁にあるのでしょうか。お聞きでございますか、いかがでございますか。裁判関係、書記官関係が最初なのでは。結局予算がないというし、わ寄せが、時間延長、事務量の増加ということになるわけなんです、考えようによつては、非常に他の官庁に波及するおそれもあると思ひますが、これはいかがでございますか、他の官庁の状態、私ちょっと調べてくるべきでありまして、お知りでございます。たら……。

○最高裁判所長官代理人(内藤頼博君)

時間の延長の問題は、他の官庁にもございませう。たとえば警察事務官であるとか、公安調査庁あたりでも同様にお勤務時間が長くなっているようでございます。

また船員のような場合にも相当勤務時間の延長があるようでございます。裁判所の場合には、予算の不足、人員の不足のしわ寄せではないかという御質問でございますが、もちろんその面がございませう。先ほど来申し上げましたように、今の裁判官の執務の体制あるいは裁判所全体の事件の執務状況から申しまして、こういう措置をとるわけでございますが、同時に、何と申しますか、仕事の性質そのものからくる点があるわけでございまして、そういう点につきましては、時間の延長、勤務時間の延長という点ではないようでございますが、警察事務官であるとか、あるいは公安調査庁事務官、あるいは船員、そういう職種とはまた別の要素がそこに加わっているわけでございます。そういう意味におきまして、裁判所で事件を扱うという仕事、そういう職務内容からくるところの特殊なものがあるわけでございます。して、ちょっとこれは他の官庁には同じような適切な例があるとは存じられないのでございませう。

○赤松常子君

今、特殊とおっしゃいます。また各官庁が特殊々々と言つてこの書記官の事務量の増大ということになつて、特殊事務だからというので、それに見ならうおそれ私にはありませんか、それを非常におそれているわけでございます。結局時間の延長をして、今までいつも聞かされておりますように、家に帰ってまだ役所

のお仕事をし続けなければならぬといううようなことは、一応解消されるわけなんですか、いかがなんでしょうか。

○最高裁判所長官代理人(内藤頼博君)

家に帰って実務仕事をしている場合が相当あるように私も聞いておりますけれども、そういう事態は、これですなくしたいというふうな考えは、これでございます。実際の裁判をしておきます人たちに接しましていろいろ聞きますと、なかなかやはり仕事の量が多くて、書記官の人たちが熱心に残つて仕事をしている、あるいはさういうことも私聞いております。そういう意味におきまして、そういう家へ持ち帰るようなことのないように私どもは努めたいと思っております。延長されました勤務時間内で何とか処理できるように、これはもう実際に個々の裁判所における執務のあり方になりますけれども、そういうふうに努めて参りたいと私も考えております。

○赤松常子君

私、次長のその希望意見はよくわかりますけれども、先ほどの欠員の補充という、なかなか事務量をさばっていくという問題は容易ならぬ問題だと思つておるわけで、ただ二時間の時間延長というだけで解決できないと思つております。それこそ私一種のしわ寄せをされる方々の大へ御迷惑なことだ、どうも納得いかないわけでございますが、それに引き続いて、それほどおそく仕事をなされれば、やはり庁舎を管理なさる方だとか、あるいはお掃除をする方だとか、電話の交換手の方だとか、それに付随した方々も居残りをするわけでご

ざいですが、そういう人々のことを考えておられるのでございませうか。

○最高裁判所長官代理人(内藤頼博君)

今度の勤務時間の延長は、書記官、それから家庭裁判所調査官に限つていられるわけでございます。これは書記官の場合は、調査の補助という職務からするわけでございますし、調査官の場合には、やはり事件の調査ということからそうなるのでございまして、そのこと自体からすると、たとえば電話の交換手であるとか、掃除をする人であるとかいう人たちの勤務時間の延長ということには、すぐ参りません。しかし、必要があつてそういう人たちに超過勤務を命じます場合には、もちろんそれに応じた超過勤務手当を支給される。

○赤松常子君

その点、考えておられるわけでございますか。

○最高裁判所長官代理人(内藤頼博君)

その点につきましては、超過勤務の手当について考えている次第でございます。

○赤松常子君

それからもう一つ最後に、「その作成又は変更を正当でない」と認めるときは、自己の意見を書き添えることができる。これは私独立した書記官のお仕事として当然だと思つたのでございませう、そういう場合に、たとえば裁判官の失敗であるとか、裁判官の方の間違いであるとか、責任を負うべきような問題が起きたときに、書記官は、これは書き添えを食われるのでございませうか。

○最高裁判所長官代理人(内藤頼博君)

たとえば裁判官が手続上の過失がありまして場合に、それは訴訟法上は正

される道が開かれているわけでございますが、そういった場合には、もちろん裁判官のそういう判断、措置につきまして、書記官には何ら責任が及ぶことはございません。

○赤松常子君 今度の改正の場合も、この意見書をつけたという点において、共同責任を負うという点、不利な立場に立つことはないので、ね。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) 今回の改正は、全く裁判官の調査の補助でございまして、裁判そのものは、裁判官が裁判官の責任においてするわけでございまして。その裁判につきまして、書記官は何らの責任を負うものではないと、ございませぬ。

○片岡文重君 勤務時間の問題で私、一つ、二つお尋ねしたいのであります。が、今の御答弁ですと、結局今までの裁判官が持ち帰っておったような仕事はやらなくて済むようになるというお話でしたけれども、いろいろな資料によつて、また今までの御答弁によつて、私も考えられるのは、仕事は少しも減ったわけではない、ただ書記官に、今まで裁判官がやっておった仕事の一部をやらせるということだけであつて、手が多くなったのだから、時間中にできるであらう、しかしそれとできないから、結局勤務時間を延ばしてやらせるということになつたわけですね。従つてその手をふやし、実働時間をふやしただけで、今まで持ち帰つたものが全部解消できるのかどうかという、この具体的な証明というものは、これは将来のことですから、できないと私は思うのです。同時に、将来のことだから証明できないということ、は、持ち帰ることがなくなるという断

定をすることに私ははならないと思ふのだな。やはり今まで裁判官、つまり判事が持ち帰つたものを、今度は書記官が持つて帰つてやるようなことになりはせぬだろうか、多分にこの危険があるのですが、そういうことについてどうお考えになりますか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) 先ほど申し上げましたのは、裁判所書記官が家へ持つて帰つて今日仕事をしておられます、そういうことは今後なくしていきたいということをお願いするわけでございまして、裁判官が家へ持つて帰る仕事、これはなくなるものではないというふうにお考えしております。で、今回の裁判所書記官の新しい職務は、裁判官が行ないます調査の補助でございまして、これは、ただいま御指摘のように、それによつて裁判官が今までよりも仕事が減るとかいうようなことにはやはりならないと存じます。この新しい職務は、要するに事件の適正、迅速な処理ということに向けるわけでございまして、そのために裁判官の仕事の負担が今日すぐ軽減されるというふうには考えておりません。軽減されるためには、やはりもっと技術的な施策も必要になつてくるわけでございまして。ただ、事件のたぐいのような著しい遅延の解決策の一つとして考えておるわけでございませぬ。

○片岡文重君 抜本的な対策としては、やはり何としましてその定員をふやすことだと思ふのですが、先ほど来、その定員のふやせない理由の御答弁を伺いました。しかし、この裁判官とか書記官とか調査官等の職員になる者が、希望する者がひつきよう少ないから定員は満たされないのだと思ふのですが、この満たされない原因はどこにあるかという、やはり処遇が、少なくとも就職までに、また就職後に払うところの努力に報われるところが妥当でないからだと私思うのです。おさめた学歴に對しても、あるいは研修所の努力に對しても、ほかの方ならもっと早く進み得るとか、あるいは適当なポストが与えられるとかということであつて、少なくとも裁判所というものがもつと権威を与えられ、全国民が信頼し得るような高度の信譽性を持つたために、手帳も人格も識見も、ともにすぐれた判事であり、職員でなければならぬと思ふ。そのためには、やはりそれだけの処遇が与えられていなければならぬ。ただ一般官庁と比較しただけで、何番目になるとか、若干ずつ上げていくとかいうことだけで私は満足すべきことじゃなくて、もっともかけ離れて考えられていないのじゃないかと思ふのです。ところが、そういう点に對する御説明はさっぱりないやうでしたけれども、研修所に入る者が少ないし、採用試験にも合格する者が少ないというところは、結局そういう試験、検定に容易に合格し得るほどの能力、資質を持つていらっしゃる諸君は、もつとほかの方に行つてしまふのです。この研修所のなを見ても、たとえば法科の卒業生に對しては、研修は六カ月ですが、それから経済その他の学部卒業に對してはだいぶ長い。しかも与えられる処遇は同じです。これはこの優秀な人たちは、まあそう言う、大へん現在勤めておられる方々に失礼になるかもしれませんが、別に今勤められておられる人が悪いと言つ

ているわけじゃありませんけれども、この資料を拜見しても、法学部以外の方々は研修期間が長いはずで、しかも出てくると、これは同じです。ところがほかの一般の官庁なり、あるいは他の会社等に行けば、これはそれ以上に、やっぱりこういう研修二年なんというのをやらなくて、それだけの処遇が与えられるわけですね。こういう点等を考えれば、私は非常にその処遇が悪いと思ふ。こういう点について何かもつと処遇を改める必要はないのか、特にこういう仕事の上に対する努力のほかに、これはまあ警察その他にも例がないわけじゃありませんけれども、ひんぱんに転勤をさせられるわけでしょう、裁判所の職員というものは……書記官以下の方々はどうか知りませんが、少なくともこの転勤等に対しても、これは非常にやばい家庭生活にとつての苦痛なんですから、そういう諸条件等もやはり考慮して、もつと処遇というものを適当に考えて、もう一つ、こういうところにはもつと希望も出てくるし、従つて定員もそんなに困らないで充實させることもできるだらうし、従つてまた、増員をする場合にもそう苦勞されぬでも増員はできると私は思ふのですけれども、そういう対策については、もつと積極的な大蔵省に交渉される御意思はないのかどうか、この機会に伺つておきたいのです。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) まことにございませぬ御質問でございますが、現実の問題といたしましては、欠員の補充に、志望者が少ないために悩んでおりますのは裁判官でありまして、今日のところ、幸いにして裁判所書記官補あるいは家庭裁判所調査官補の人たちは、相当の希望者がございまして、その中から選抜して任命しているわけでございまして。ただお話をうに裁判所書記官あるいは家庭裁判所調査官、そういう方たちは相当の学歴と相当の研修を経まして非常に重要な責任ある仕事をしていらっしゃるわけですが、それに見合うところの今日待遇が与えられていないのではないかと、まことにございませぬ。で、私どももいたしましては、そういった重要な責任につきまして十分に各方面の認識を得まして、それにふさわしい待遇に改めたいということを念願しているわけでございまして。ただ、何と申しましてもやはり古い伝統のございまして裁判所でございまして、外部から見られた場合には、従来の裁判所書記官制度というものの觀念が今日なお残つておりまして、私どもは新しい裁判官書記官制度ができまして全くその内容を内容的に面目を一新して、いくことを確信してはいますけれども、必ずしもその理解が十分に得られていないのでございまして。今日裁判所書記官あるいは家庭裁判所調査官の諸君が、その責任を十分に自覚いたしまして日々の業務に励んでおられる実情を見ますと、私どもはまことにそういう点について遺憾にたえないのであります。裁判所書記官にせよ、家庭裁判所調査官にせよ、たとえは課長であるとか課長補佐であるとか係長であるとか、そういうような形において仕事をしているのにはございませぬ。これは裁判官のようにはやはり一人々々が一つ一つのむずかしい事件を扱つておられるのでございまして、そういう意味におきまして、そ

いった仕事にふさわしい給与体系、ふさわしい待遇ということをぜひ実現したいと私も考えているのでございます。しかしこれにつきましては、やはり各方面の理解と支援をいただきませんと、なかなか実現しにくいのでございますけれども、私もいろいろとしましては、一日も早くそういう給与体系を得たいというふうに考えておるわけでございます。それによりまして書記官なり調査官の諸君が一その職務を自覚いたしまして、その職務に励むことができまして、また、優秀な人たちが一そうそういった書記官、調査官になることを志望することになりまして、裁判所のほんとうに質的な充実がはかれるようになるのではないかと存する次第であります。

転勤につきましても、まあ書記官、調査官の人たちの転勤が回数が多いわけではございません。しかし、これにつきましても今日の住宅事情あるいは家族構成その他にかんがみまして、なるべく無理のない転勤を行なうように考えているわけでございます。裁判官につきましても、これは若い裁判官は相当激しく転勤をいたしております。これは一面には若い人々には裁判の実務に対する勉強というふうな意味も含めまして、大都会にいたりあるいは地方へ行ったりということで、若い裁判官には比較的転勤が多くなっております。しかし、これも相当年数を経まして、家庭が、何と申しますか、子供などができまして、判事になりました際には、比較的安定できるようにはなっておりますけれども、やはり裁判官にはそういう意味の転勤が相当ございまして、これはしかし今日において

は若い裁判官の人たちもその趣旨を十分に了解いたしまして、相当に大幅な異動が行なわれているわけでございます。

○片岡文重君 転勤の問題について私お尋ねしている趣旨は、転勤を今させるとかさせないとかいう意味ではなくて、少なくともこれから自分が裁判所に就職しようとするときに、一体裁判所はどういう勤務状態なのかというところを考えたときに、不利益な条件として考えられるだろうということです。裁判所に就職すると当然転勤も考えなければならぬ。そういうことになるや、あるいは場合によれば住宅の問題で二重生活をしなければならぬというようなことでは、いろいろな不利益も起こってくる。そういう不利益な労働条件の点もあるのだから、この処遇の点については、転勤をどうしてもさせなければならぬというなら、これは私はやむを得ないことだろうと思うのです。そういうこともあるなら、その精神的な苦痛、物質的な苦痛をカバーする——精神的な苦痛に対してはカバーできないが、物質的な苦痛に対してはできるだけのことをする。かばってやるという点については、全般的な号俸なり、進級なりの場合に、他に比べて率がよくなるように考えてやる必要があるんじゃないかと、こういうことで申し上げたわけです。

それから勤務時間のことについてですが、書記官、調査官等にそういう希望者が多いに多いというなら、私は現在まで書記官補にもっと急速な養成を施すなり何なりして、もっとどんどんふやしたいと思うのですね。

大体的勤務時間を長くしてこれをカバーしようというようなことは、失礼だけれども、私はおおよそ時代おくれだと思ふのです。世界の趨勢は、あなたは御承知だろうけれども、全部労働時間短縮に向かっておるわけですね。アメリカだってソビエトだって英国だって皆一週五日間しか働かないという状態です。日本の労働組合も、全労でも総評でもみな週五日間の労働を主張しておるわけです。もう進歩的な資本家の中にもこれについては賛成しているわけですね。少なくとも知識水準の最先端を行っておる裁判所が、時代に逆行して勤務時間の延長によりこれをまかなっているというふうなことは、おおよそ私は古い考え方だと思ふ。どうして一体こういう考え方になられたのか。書記官や調査官補に対する希望者が全然なくて、定員の埋めようがなくてどうにもならぬで、これは窮余の策としてとられたんだと私は今まで考えておったんですが、そうではなくて、幸いにして希望者が多いというなら、これは定員をふやすなり何なりして、少なくとも現在の最低、最悪の事態において得るような方法を私は講ずべきでないで、勤務時間を延長するということより、これは今日一番おくれた使用者でも考えないやう方ではないですかね。どうですか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) 勤務時間の延長につきましては、実は私もまだいまいち御指摘のような点について、いろいろ十分に考えているわけでございますが、実は裁判所の事件を扱います執務の現実の問題がここにありまして、そういう点から、今回の勤務時間の延長はやむを得ないというふうに私も考えたわけでありまして、と申しますのは、先ほどから申し上げるように、裁判官の事件を扱います執務というものでございまして、これはまことに多くの時間を費やしているわけでございます。裁判所の内部で調査いたしましたところでは、実に一週間に六十時間に余るような仕事をしておる状態でございます。これは日本の司法の現実でございます。そういう裁判官が行ないます調査の補助として今回の新しい職務を行ないますのにつきましては、やはり現実の問題として勤務時間の延長という点にならざるを得ないわけでございます。確かに御指摘の通り、世界は労働の趨勢から見まして、逆行ではないかという点でございますが、勤務時間の延長という点から見れば、確かにそういう御指摘の通りだと存じますけれども、日本の司法の運営の実際、そして少なくともその司法の運営のことを考えますと、今回の書記官の職務の改正とそれから勤務時間の延長という点とは、どうしてもやはりやむを得ないというふうに私も考え、それより十分な裁判官を備えて、事件に応じたところの人員によりまして処理することが望ましいことに違いございませぬけれども、事件は年々ふえて参りますし、それから手続は法律で定まっておりますので、それによって処理する現実からそういう事態が生まれるわけでございます。

○片岡文重君 これは書記官だけに判事の補助をさせるというお話ですが、そうすると、書記官補には、これは全然補助させないんですか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) 今回の調査の補助は、書記官に限ってさせることになっております。

○片岡文重君 この改正案を拝見しただけでは、まさにそうですけれども、この六十条の二を見ると、二項において、裁判所書記官補は、上司の命を受けて、裁判所書記官の事務を補助する。』となっております。この法律は、そうするとどうなんですか、書記官がやれといたときに、書記官補が、この仕事に限ってやらないといつて拒否し得るんですか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) 裁判官の調査の補助ということが書記官の職務になりますと、やはりそれは裁判所書記官の事務になりますので、書記官補がさらにそれを補助する、という関係は六十条の二の二項から出ると存じます。そういう意味でそういう面の補助もできまうけれども、今回の勤務時間の延長という問題は、書記官に限っていたしたいというふうに考えておるわけでございます。

○委員長(大川光三君) ちょっと速記を待つて下さい。

○委員長(大川光三君) 速記を始めて下さい。

○片岡文重君 そうしますと、いよいよ私は大へんなことになりはせぬかと思ひますが、勤務時間の延長、従ってそれに対する何か号俸は正とか、うまい御答弁をなさっておられるんです、が、そういう処置を書記官だけに与えられるところが、六十条の二の二項において補助させることができるという

ことになっている。この条文に何らかの制約が加えられるなら別として、加えられれば、当然書記官補は、これを命ぜられたときに拒否することができないんじゃないか。仕事だけはやらされて、それに対する処遇は受けられない、こういうことになりはせぬかと思ひますが、その点はどうか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) 今回新しく書記官に追加されます調査の補助の職務の内容を考えますと、実体的に申しまして、法律的に高度の職務内容になるわけでありまして。これは書記官の資格を得たところの人たち、相当の勤務期間、相当の研修ないし昇任によりまして書記官になりました人によって初めてできるような職務内容になるわけでありまして。従ひまして、法律の規定の上で確かに書記官補がその事務を補助するということにはなりませんけれども、実際の問題としては、裁判所書記官がみずからこれに当たるのはかたは、普通の事務と違ひまして、調査の補助でございまして、裁判所書記官みずからが当たらない場合が、実際問題としてはほとんど全部じゃないかと思ひます。その間に若干の補助がございまして、書記官補にそれを命ずることはございまして、勤務時間を延長しなければならぬ、あるいは号俸は正をしなければならぬ、これは今度の新しい職務の実体にあつてそう考へます。

○片岡文重君 今度させる職務の実体は、これは何か資料をいただいておつたのですか。たとえば国会の會議録を調査するとか、あるいは他の下級審、上級審の判決、調書を調べるとか、いろいろなことでも書記官にやらせる仕事の中に入つておられますか。そうすると、たとえば国会の議事録を調査して、どの議員がどういう質問をし、政府はどういう答弁をして、どうか、あるいは、いつ何日にどういうことをやっておるかというようなことは、これは書記官が調べなくても、書記官補の方で十分できる仕事じゃないか。今度判事の補助として書記官が手伝う仕事の内容が、どうしても書記官でなければできないんだというところになると、書記官補というものと書記官という人たちの間に、これはたとえば老練の書記官と、まだ書記官補になって半年や一年の未熟な者とでは格段の相違があるでしようけれども、少なくとも書記官補といつてもピンからキリまである。少なくとも書記官の代行を命ぜられることもあるわけですから、こういう人たちが、仕事の内容からいって、どうしてもできないんだというところは、実際問題として私は言ひ得ないんじゃないか。しかも、これが技術的に試験管をいじるとか、機械操作をするとかいうことで、化学的に老練の者、あるいは一定の國家検定を受けた者でなければいじれないんだというような法律的な制約もあるなら別として、現に補助が残つてゐる以上は、これをたてにとつたら、少なくともさせられること拒否することはできないんじゃないか。しかも、お前はこれくらいはやるんじゃないかといわれたときに、私はしろうとでよくわかりませんけれども、仕事の内容について、少なくとも

同じ部屋におつて、書記官が上席におつて上級者として始終の場合に、私も若いころ勤めた経験がありますけれども、やはり上級者から命ぜられれば、それは拒否しますというわけにいかぬ場合が多い。そういう場合に、これはできるんですか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) 事件に関するいろいろな調査になりまして、裁判官がどういふ補助のさせ方をするか、あるいは書記官がさうに書記官補にどういふ補助のさせ方をするかというところは、その裁判所の考え方でございますけれども、私ども一般的に考えますと、何分にもそういう法律事項に関する調査でございまして、裁判官が中心になり、そして書記官に補助させるということにならざるを得ないわけでございますが、その補助も、先ほど申し上げましたように、法律的な相当高度の仕事になりますので、書記官が、さらにそれを書記官補にやらせていこうという面は非常に少ないんじゃないかというふうに考へるわけでございます。それは仕事の内容によりまして、実際に裁判の仕事をしておりまして、大部分がそういう書記官なりあるいは裁判官の仕事になるということが、その仕事の実体から申し上げられると存じております。

○片岡文重君 これは水掛論というか、押し問答になると思ひますけれども、實際問題として書記官と書記官補の間にどれだけの違いがあるかということになったら、経験年数からいき、学力等からいいて、ほとんど区別のつかない、むしろ逆に、書記官補を長くやつてゐる方と、書記官になりたての者では、實際のことをいって、書記官の方が上の場合だってある。そういう場合に、ひまなときは用はない。仕事に幅狭してゐるところに問題が起つてくるのであつて、ただこの場合に、しつて考えれば、何か号俸調整の場合に、むしろこれでは号俸正をしないので、超勤手当にしてもらつた方が有利になるという計算の仕方もあるわけですから、もしそういう計算の仕方で行くなら、これは書記官補も号俸正を受けなくて、やれない仕事は超勤でやつてもらふということになるかもしれない。しかしこの思想は私は根本的に反対です。少なくとも休憩時間なりお昼の休み時間なども返上してやるような事態になつてくるわけですね。この勤務時間でワークを締められておつて、この仕事に命ぜられてくれれば、しかも超勤手当は予算でもつて押えられてゐるんですから十分には出ません。号俸は正もさえないということになつたら、そのしわ寄せはいつかしなければならぬ、今のような御答弁ですと、それならば一体できない仕事というのは、どれとどれができないのか。そうすると全部だとおっしゃるかも知れませんけれども、その仕事全部だというならば、むしろ老練な書記官補と未熟な書記官との違いを、實力においてどのくらい開きがあるか、証明できないでしよう、どうですか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) 書記官と書記官補の資格上の相違は、ございすけれども、實力の相違がどういふところで明らかにされるか、はつきりできるかという御趣旨のようでございますが、そういう力について、はつきりした、ものさしで測つたような相違は、これはなかなか實際には申し上げられないと思ひます。これは法制上、たとえば判事と判事補の間にも同様のことがございす。しかも、やはり判事補は判事補の職務しかないものであります。これは一般的に、何と申しますか制度としてそう考へる、そう定められるわけでございます。そういう定め方は、そういう法制的要求を満たした場合に、判事補は判事になり、あるいは書記官補は書記官になるということになると存じます。その間に、たとえばほんとうに判事になるばかりの判事補がおつて、判事とどこが違うかということでございますけれども、その間にどれだけ差があるかということ、形の上で申し上げることは困難だと思ひます。

○片岡文重君 判事は判決をするわけですね、判事補はこれはできませんね、命ぜられたときだけでしよう。ところが判事は決定をするわけですよ。ところが書記官のする仕事は、決定に至るまでの補助をするわけでは、事務的な。従つて、その決定が直ちにその判決に影響を与えるようなこともまれにはあるかも知れませんけれども、その責任は、さっきの御答弁で、あくまでも判事にあると思ひます。従つて、あくまでもその結論を出すための経過の、といひますか、調査をするものであつて、その限りにおいては官補と書記官との違いは、責任の、何の違ひも私はないのじゃないかと思ひます。だから判事と判事補との間の区分ほどには、私は嚴格に考へる必要はな

いのじゃないか。今の場合、たとえばこの六十条の二の二項に該当するような問題は、判事と判事補の間には存在しないでしょう、今この問題は、新しくできた問題だと思ふのですよ。その場合に、これはあなた、どうしてもないんだとおっしゃるなら、これからの問題ですからね、私はあると思う、起るだらうと思うのですよ。そして「裁判官の行う法令及び判例の調査その他必要な事項」、これらを具体的に何か列記したものを資料として御提出していただいたでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) 差し上げてございます。

○片岡文重君 ありますね。じゃ、たとえば「その他」ということになったら、これは全然列記はできませんね、「その他」だからどんなことがあるかわからないのですから。「その他」の中に一体どういう問題を予想されますか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) 裁判官の調査の補助の内容でございしますが、これは私も考えますのに、調査と申ししても、実は法律的な調査でございまして、法律的な能力、素質がございまして、そういった調査ができないわけでありまして。そういう意味におきまして、書記官に限ってそういう調査の補助ができるという今回の改正になるわけでございます。調査といふと、いかにもこう何と申しませんが、普通の常識——常識とは申しませんが、調査といふと、だれでもが、必ずしも高度の能力を必要としないのじゃないかという考えがあるのじゃないかと存じますけれども、実は裁判に關するそういう

調査になりますと、高度の法律上の能力、素養を必要とするわけでございます。そういう意味におきまして、やはりこれは書記官に限ってされるというのが相当であると私もは考へていゝるわけでございます。

で、調査の内容でございしますが、法律、命令、規則、告示等を調査いたします。それから、裁判例、学説その他参考文献の調査でございまして、あるいは記録に基づきまして訴訟手続が実現されたかどうか、あるいは記録中の書類が法律に適しているかどうか、そういうような各般の調査があるわけでございます。さらに事件の内容によりましては、審判に必要な計算を合わせます検査であるとか、あるいは多くの証書類あるいは被害調査のようなものが膨大な数が出るわけでございますが、そういった照合等もあるわけでございます。そして、そういった記録に基づく広範ないろいろの調査があるわけでございます。こういったことの中には、確かにそれは機械的な照合も、ある場合はございまして、この内容をなします大部分のものは、法律的な能力を非常に必要とするものが多いのでございまして、それでこそ初めて訴訟の、先ほど来申し上げます審理の促進にも役立つわけでございます。

○片岡文重君 そうすると、この改正される六十条第二項の次に加えて、六十条第三項になるわけでございますね。この三項については、ただし補助しないのだという規制をどこでするわけですか。これは書記官が行なう仕事でしよう、この六十条の二項。それから今度できるこの三項は、書記官の行なう仕事なんでしょう。そうすると、

その書記官の行なう仕事を、六十条の二の二項では「補助する」のだと言つておる。しかもその補助する仕事の内容については、別に制限はないわけだ。だから書記官の行なう仕事全部について補助をするわけじゃないですか。そうなら、この新しく加えられる改正も、後になつては——今はあなたのおっしゃるようなことが言えるかもしれないが、——この中に入つてしまつたら、当然その入つた新しい仕事も、補助の対象になるのじゃないですか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) 今回の新しい裁判所書記官の事務につきましても、その補助の対象にはなると存じます。しかし、先ほど来申し上げますように、その新しい事務の内容、実体から申しますと、その補助につきまして、同様に勤務時間の延長であるというように必要であるとは考えられないわけでございます。

○片岡文重君 私の質問が悪いのですかな。その勤務時間の延長等が考えられないと、仕事だけはやらされて、勤務時間が延びないのだから、困るのは書記官がそのしわ寄せを受けることになりやしないかということをお尋ねしているわけですが。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) 書記官補が行なう補助でございしますが、これは新しく書記官に与えられますところの職務の内容から申し上げまして、その補助が勤務時間を延長しなければならぬような形において補助するということにはならないと私も考へるわけでございます。その理由は、書記官に今回新しく加えられます職務は、先ほど申しましたように、法律的に高度な職務でございまして、

ので、勤務時間を延長して調査を補助しなければならぬことは、書記官には起こりませんけれども、そういった高度の法律的な職務は、書記官がみずから行なうことが大部分でございまして、その補助につきまして、さらに勤務時間の延長が必要であるというふうには考へていないということを申し上げたのであります。

○片岡文重君 勤務時間の延長を必要とするかいは、これは仕事の量によつてきまるわけですか。私が今言つてゐるのは、仕事の量のいかんにかかわらず、たとえば一年間に一件でもあつたとして、今あなたの御説明では、新たに追加される六十条三項に該当する仕事は、書記官補にはさせないのだ、させてはいけぬのだというお話のようですが、この法律の上からいって、六十条の二の二項が存する限りにおいては、六十条の三項の仕事だから補助はできませんというのを書記官補が言い得る何ものもよりどころがないじゃないか。だから書記官にこの仕事を前手伝いなさいと言われたら、書記官補としては、やらざるを得ないのじゃないかということなんです。仕事が多いか少いかは別問題として、勤務時間を延長することがあるかないかは別問題として、とにかくそう命ぜられたら、書記官補としてやらざるを得ない。あなたのおっしゃる通りに、もし書記官補がこの仕事はやらなくていいのだということになりますと、この仕事に關する限りはこの補助の対象にはならぬというのを、どこかに一項がなければならぬと思うのですが、一項がどこにあるのかということをお尋ねするわけですが。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) 書記官補の行ないます補助の対象になりません裁判所書記官の事務の中には、今度の新しい職務も入るわけでございます。従つてそういう意味では、ただいまお話のありましたように、その補助を命ぜられるということがあり得るわけでございます。ただ今度の新しい職務の内容が、先ほど来申し上げますような性質のものでございまして、その補助は勤務時間の延長を必要とするような形における補助にはならない、これが実際のあり方であると存じておるわけでございます。万が一にも一年に何件かそういう補助のために残ることがあつたらどうかということでございます。それは、やはりそういった場合におきましては、超過勤務手当ということとて処理することになっております。

○片岡文重君 そうすると、答弁が變つてきたと思うのですが、六十条三項に該当する仕事も補助の範囲には入るといふことなんですか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) 入ります。

○片岡文重君 そうなつてくると、今度は法律の上では入る、しかし実際問題として仕事の内容から補助をさせるわけにはいかぬだらう、だからないだらう。要するに未来形ですよ、ないだらうということでしょう、想像されるわけですか。しかしそうなつてきたら、実際問題として、先ほど申しましたように、老練な官補と、新任の書記官では私はそう大した違いはないと思ふ。提出された資料を見ると、五十才以上の官補がおられますね。こうした人たちは二十才台、三十才台の熟練し

ない書記官の方々がなされるよりも、むしろきばきと事務的な能力を持つておられるのじゃないか。実際問題として私は仕事が起こり得ると思う。そのときの救済は超勤以外にはないという事なんですか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼傳君)

どうも、事件に関するこういった調査について書記官が行ないます補助の内容についての御意見かと思ひますけれども、きばきと事務が処理できるというような事と、やはり能力、資質において違ふのでございまして、法律につきましても理論的なあるいは実務的な習熟がなければ、やはりこういった裁判官の調査の補助は行なえないのでございまして、それを行ないますのには、やはり書記官になるだけの實力、素質が必要であると私も考へるわけでございまして、実際にこういった事件の処理にあたりまして調査を行ない、あるいは調査の補助を行ないます場合には、そういったことは当然に要請されてくることとございまして、書記官補に補助させると申しましたも、その補助の範囲はおのずから限定されてくるのでございまして。

○後藤藤雄君

ちよつと関連してお聞きしますが、今問題になっておる時間延長の点ですね。時間延長はこの条文上は全然出てこないのですが、それは何でやりますか。最高裁判所の何でやりますか、時間延長は。

○最高裁判所長官代理者(守田直君)

これは最高裁判所の規則でやることになりまして。

○後藤藤雄君

最高裁判所の規則で

もつてそれをきめる。

○最高裁判所長官代理者(守田直君)

どうも、事件に関するこういった調査について書記官が行ないます補助の内容についての御意見かと思ひますけれども、きばきと事務が処理できるというような事と、やはり能力、資質において違ふのでございまして、法律につきましても理論的なあるいは実務的な習熟がなければ、やはりこういった裁判官の調査の補助は行なえないのでございまして、それを行ないますのには、やはり書記官になるだけの實力、素質が必要であると私も考へるわけでございまして、実際にこういった事件の処理にあたりまして調査を行ない、あるいは調査の補助を行ないます場合には、そういったことは当然に要請されてくることとございまして、書記官補に補助させると申しましたも、その補助の範囲はおのずから限定されてくるのでございまして。

○後藤藤雄君

ちよつと関連してお聞きしますが、今問題になっておる時間延長の点ですね。時間延長はこの条文上は全然出てこないのですが、それは何でやりますか。最高裁判所の何でやりますか、時間延長は。

○最高裁判所長官代理者(守田直君)

これは最高裁判所の規則でやることになりまして。

○後藤藤雄君

最高裁判所の規則で

もつてそれをきめる。

○最高裁判所長官代理者(守田直君)

どうも、事件に関するこういった調査について書記官が行ないます補助の内容についての御意見かと思ひますけれども、きばきと事務が処理できるというような事と、やはり能力、資質において違ふのでございまして、法律につきましても理論的なあるいは実務的な習熟がなければ、やはりこういった裁判官の調査の補助は行なえないのでございまして、それを行ないますのには、やはり書記官になるだけの實力、素質が必要であると私も考へるわけでございまして、実際にこういった事件の処理にあたりまして調査を行ない、あるいは調査の補助を行ないます場合には、そういったことは当然に要請されてくることとございまして、書記官補に補助させると申しましたも、その補助の範囲はおのずから限定されてくるのでございまして。

○後藤藤雄君

ちよつと関連してお聞きしますが、今問題になっておる時間延長の点ですね。時間延長はこの条文上は全然出てこないのですが、それは何でやりますか。最高裁判所の何でやりますか、時間延長は。

○最高裁判所長官代理者(守田直君)

これは最高裁判所の規則でやることになりまして。

○後藤藤雄君

最高裁判所の規則で

もつてそれをきめる。

○最高裁判所長官代理者(守田直君)

どうも、事件に関するこういった調査について書記官が行ないます補助の内容についての御意見かと思ひますけれども、きばきと事務が処理できるというような事と、やはり能力、資質において違ふのでございまして、法律につきましても理論的なあるいは実務的な習熟がなければ、やはりこういった裁判官の調査の補助は行なえないのでございまして、それを行ないますのには、やはり書記官になるだけの實力、素質が必要であると私も考へるわけでございまして、実際にこういった事件の処理にあたりまして調査を行ない、あるいは調査の補助を行ないます場合には、そういったことは当然に要請されてくることとございまして、書記官補に補助させると申しましたも、その補助の範囲はおのずから限定されてくるのでございまして。

きょうせつかく片岡、赤松両君が質問されておるのに、残念ながら事態が明白にならない。せつかくですから、私はきょうその問題をやはりある程度明らかにしないと、今後の審議にかなり影響しますから、一点だけ私はお尋ねしたいと思ふ。

○最高裁判所長官代理者(守田直君)

最高裁判所では、たとえば給与の關係等にしましても、今の御答弁があったように、裁判所職員の臨時措置法なりには、それが基づいて一般職の職員の給与法なりが適用されて、従つて、その一般職の職員の給与法等が適用されている中で、最高裁判所では、たとえば勤務時間の延長の問題も含めて、勤務時間の問題については、最高裁判所は他の行政機関と違つて、人事院の承認を受けないで左右する権限がある、最高裁判所では、その勤務時間というのは、労働賃金を決定する場合の重大な要素であることは、これは御承知の通り。そこで、今この裁判所法の一部改正の問題に關連して、勤務時間の問題が問題になつておるわけですが、その場合に、その給与なり勤務時間を、給与なり賃金を左右するというその労働時間の問題を考へる場合に、一体、最高裁判所の關係の職員の賃金が、他の公務員等に比べて高いか安いかわつておる。ところが、その問題についての質疑答では、高いのか安いのかさっぱりわからない。全然不明確。あんな答弁では私は仕方ありませんから、少々意地悪く聞かせるかもしれませんが、その根本というのか、まず比べ方の問題からお尋ねをしたい。最高裁判所では、その賃金の額を決定するとか、労働時間を左右するという権限を持っています。

○後藤藤雄君

はい、よろしゅうござ

います。

○千葉信君

今の後藤君に対する答弁

少し不十分でないかな。規則できめる

というけれども、聞いている方の立場

からいふと、どの法律の根拠に基づい

て最高裁判所がきめる権限を持っています

か、その権限に基づいて最高裁判所規則

なら規則できめるということですが、

正確な答弁としては、やっぱり裁判所

職員臨時措置法による最高裁判所の権限

に基づいて最高裁判所の規則できめるという

答弁が正しいのじゃないですか。

○最高裁判所長官代理者(守田直君)

それはその通りでございまして。正確に

申しますと、裁判所職員臨時措置法に

よつて準用されます一般職の職員の給

与に關する法律の第十四条の第三項に

基づいてきめるわけでございます。

○千葉信君

そういう答弁しなきゃだ

めだ。けさからいろいろ質疑答を聞い

ておりましたが、質疑答を聞いて

いて、私は非常に不満にたえない、答

弁については、私は裁判所法の一部改

正法案については、次回以降の委員会

でじっくりお尋ねしますが、しかし、

きょうせつかく片岡、赤松両君が質問

されておるのに、残念ながら事態が明

白にならない。せつかくですから、私

はきょうその問題をやはりある程度明

らかにしないと、今後の審議にかなり

影響しますから、一点だけ私はお尋ね

したいと思ふ。

○最高裁判所長官代理者(守田直君)

最高裁判所では、たとえば給与の關係等

にしましても、今の御答弁があったよ

うに、裁判所職員の臨時措置法なり

には、それが基づいて一般職の職員の

給与法なりが適用されて、従つて、そ

の一般職の職員の給与法等が適用され

ている中で、最高裁判所では、たと

えば勤務時間の延長の問題も含めて、

勤務時間の問題については、最高裁判

所は他の行政機関と違つて、人事院の

承認を受けないで左右する権限がある、

最高裁判所では、その勤務時間という

のは、労働賃金を決定する場合の重大

な要素であることは、これは御承知の

通り。そこで、今この裁判所法の一部

改正の問題に關連して、勤務時間の問

題が問題になつておるわけですが、そ

の場合に、その給与なり勤務時間を、

給与なり賃金を左右するというその労働

時間の問題を考へる場合に、一体、最

高裁判所の關係の職員の賃金が、他の

公務員等に比べて高いか安いかわつ

ておる。ところが、その問題についての

質疑答では、高いのか安いのかさ

っぱりわからない。全然不明確。あんな答弁では私は仕方ありませんから、少々意地悪く聞かせるかもしれませんが、その根本というのか、まず比べ方の問題からお尋ねをしたい。最高裁判所では、その賃金の額を決定するとか、労働時間を左右するという権限を持っています。上は、少なくともその権限を持つ以上は、正確に事態を把握してなければ、その問題に対する意見は持てないと思ふ。そういう立場ならば、私は、これが一体高いか安いかわつておることを検討、比較する要素というものを、はっきり最高裁判所では知っているかどうかという事について、さっきの質疑答では疑問を持ったのです。そこでお尋ねしたいことは、賃金が安い高いかという事を比較する場合に、何で一体比較するか。これはおそらく平均賃金額によつて比較するという御答弁だと思ふのですが、その点はいかがですか。

○最高裁判所長官代理者(守田直君)

ただいま申し上げましたように、もちろん基本給の平均額だと思ひますが、しかしその平均額は、やはりいろいろな要素から出ておるもので、必ずしもそれだけではないということをして先ほど申し上げたわけでありまして。

○千葉信君

まあ聞いたことだけ答えないと、先に進むとまた問題が混乱するから、私は今の答弁の基本として、賃金を比較する場合には、平均賃金額がその基本だということが最高裁判所のお考えだというふうに了解して、問題を先に進めます。そこで、平均賃金額を比較するという場合に、その対象となる職員ですね、それについては、一体国家公務員の場合と最高裁判所の場合とでは、少し違ふ点があると思ふ。片方は局長からさつと、場合によつては次官も含めて、一切の平均賃金額が計上される。最高裁判所の場合では、私が前の委員会でも要求したときには、裁判官も含めて平均賃金額を資料として出してほしいという要求をしたのですが、それはとうとう出てこなかった。で、やむを得ず、この際は裁判官を除いた場合の書記官、裁判官と裁判官の秘書官以外の職員の平均給与額が出てこなければいけません。その点は最高裁判所としては出せますか。

○最高裁判所長官代理者(守田直君)

裁判所職員だけならばこれはもちろん出せます。

○千葉信君

さっきの答弁に、たとえば八級職が幾ら、七級職が幾らという年令別の答弁がありました。が、この平均の年令というさっきのあの数字は、悉皆調査に基づく平均年令ですか。それとも各級の平均年令を出して、それをさらに平均した年令ですか。その点はどうですか。

○最高裁判所長官代理者(守田直君)

各級に格づけされておる職員は、年令の平均に人員をかけたもので、そうしてそれをさらに平均したもので、そうして出たものであります。

○千葉信君

それはいいとして、その平均賃金額が、従来一般職の職員の給与を決定する場合に、重要な要素として論議されておりました。これは、たとえば他の職種と比較する場合、ある均給与額が常にその比較の対象になる。その比較の仕方について問題がある。それはありますけれども、現在では、何といつてもそれが重点で比較されている。そうしてそれだけでは、人事局長の言うように、高いか安いかわつておる。これは勤続年数なり、学歴なり、ないしは基準賃金の中に入つておる暫定手当の關係なり、あるいは家族手当の關

係等も考慮すれば、家族構成が幾らか、あるいは勤務地域が甲地域か乙地域かという点についても、比較検討の対象として判断の材料になる、こういう点を一切がっさい検討を加えて、そうして平均賃金が高いか安いかわという結論が常に出てきたわけですから、そこで私のお尋ねしたい点は、たとえば今ここの一番問題になるのは、一般職の職員と最高裁はどうか、ないしはまた、各省庁別の平均賃金と比べて、最高裁が高いか安いかわ、同時にその場合、その問題を判定するきめ手としてのいろいろな職員構成の要素なるものが、条件として検討されにやならぬ。それを検討した上で、はつきり高いか安いかわという点、適正であるかどうかという点、ことが、結論として出てくるわけですから、そういうものを持たないで、最高裁が、裁判所の職員の賃金が、他に比べて安いかわ高いかわという点をもし言っていたとすれば、これはナンセンスだと思ふのです。さっきの御答弁では、そういう他の省庁の場合の平均賃金額は、はつきりしたものが無いというお話でしたが、これは全然答弁にならない。そういうものなしには、今まで比較検討することができないのだから、そういうものがはつきりあって、その上で従来の平均賃金額が高いか安いかわということが論議されてくる。これは国会の連記録をあらにやってもわかる。ですから、一般職の場合と最高裁の職員の平均賃金を比較する場合に必要なのは、何と云っても最高裁の平均賃金額、それからその職員の構成要素のいろいろな条件の精密な調査、同時に片一方では、一般職の場合のそれを該当するものは、常に従来一般職

の職員の給与を決定する場合に論議の対象になって国会に出されてきた、さっきはないという御答弁をされましたが、これはないのじゃなくて、私は知らないのだからと思う。そういうものを持つていっているところがありますか。国会でも論議された。ですから、きょうの質疑応答でははつきりしなかった最高裁の職員の――書記官も含めて――高いか安いかわという点は、この法律案審議の、特に勤務時間に関係する今の裁判所法の一部改正については、相当大きな要素になるわけですから、それを早急に提出してもらわないと、この法律案の審議の前提条件が整わないわけですから。至急、私が申し上げたような精密な、平均賃金額を検討できる調査を出してもらって、その上で私はこの問題を最高裁当局に質問したいと思ひますが、いかがですか。

○最高裁判所長官代理人(守田直君) その要求されます資料とおっしゃいますが、それを要求されるならば、その資料を用意しなければなりません。私が先ほど申しましたのは、昭和三十四年一月一日現在における省庁別給与水準比較表、これは人事院で出してあります。これをその当時における全官庁の平均と、それから裁判所のその当時における基本給ですね、要するに俸給、それから扶養手当、暫定手当全部を合計したものと比較で申し上げた次第でございます。その額はわかっておりますが、最近のもの、各省別のあれを手元に持たないということをお願いするわけでありまして。

○千葉信君 私は、決して無理なことを言っているのじゃなくて、昭和三十

四年の四月一日現在ならばそれでもよい、それ以後のものがなければ、ただし、単にその平均賃金だけではだめです。さっきから問題になってい最高裁の職員の学歴、勤続年数、それから最低限度その勤務地別の在勤職員数、その必要理由、基本給の基礎に入っているものが、勤務地いかによって違ってくるという条件がありますから、それが必要。それから全職員員の平均家族構成数、こういう、何守田局長が僕のところへどういう資料を出さなければならぬというのを聞いておられる、私がさっきから言っておられるように、平均給与なるものを高いたか安いかわと言つて比較する場合に、単に平均賃金だけではないで、守田局長が答弁しているように、その根本にある職員の構成内容が高いか低いかという判定をする対象になるのだ。たとえばその中には、意地悪いことを言うようだけれども、最高裁の場合には、かつての給与の切りかえに非常に不利に扱われてきておるといふ現実もあります。そういう点も正直にその資料の中に加えてもらわなければならぬ。同時にまた、一般職の職員の場合の資料については、あなた方から人事院に連絡して持ってきてもらひたい。私はそれで了承する。そういう比較検討のできるものを出してもらひたい。わかりませんか。

○最高裁判所長官代理人(守田直君) わかりました。ただ一言、勤務地別という点になります。相当時間がかかると思ひます。だから、平均の暫定手当ではいけません。

○委員長(大川光三君) ちょっと委員長から……今、千葉委員から請求が

ありました資料を出せますか、わかっていますか、内容が。

○最高裁判所長官代理人(守田直君) ただいま私が説明申し上げました基準となつたのは、昭和三十四年四月一日現在の省庁別給与水準比較表でございます。それには、昭和三十四年四月現在におきます各省庁における、国会もありませんが、職員数、俸給額、それから扶養手当、暫定手当のそれぞれの平均額が出てまして、その合計額が出ていられるわけでございます。こういう点でよければ、これはもうすぐに出る。ただ、学歴別、これは裁判所のものは作りやすいのですが、各省庁のものは、私どもの方ではなかなか手に入らぬという意味でございます。

○千葉信君 各省のものについて、学歴別のもので全然ないという場合でしたら、私はそこまでは要求しません。しかし、かつての給与改定ごとに、その平均賃金額の比較が絶えず委員会で行なわれてきていますから、それは法務委員会では行なわれなかつたかも知れませんが、内閣委員会等ではその問題はかなり精密に論議の対象になってきていますから、ないはずはないので、お調べになって、その点については次回の委員会でも御答弁いただきなればなれば、私の方ではそれに対しての手配をしますから……。それから、今にやられてから勤務地別の職員数については調査困難だということであるならば、私はできないことを要求はしませんから、今おっしゃったように、平均概数でけっこうですから、それを出してもらひたい。特にこの際、最高裁に申し上げておきたいのは、最高裁は賃金の決定なり、特に勤

務時間の決定等については、臨時措置法で、最高裁がその権限を持つてはならずです。そういう給与法上の重大な問題について権限を持つてい最高裁が、従来給与額の検討にあつたてえず問題にされてきた、そしてまた、比較検討の対象になってきた平均給与額というものを、他の省庁の場合と最高裁との比較をする正確な資料を持たないで今日までやってきたということ、私は、私は不屈き千万だと思ふ。それを持たないでいて最高裁の職員は安いと高いとがいつて答弁しようとするから、さっきの委員会みたいに混乱して、全然正確に捕捉できないという結論になつてしまふ。この点は最高裁の怠慢だと思ふ。しかし、今こゝでそれを言つてもしょうがありませんから、できるだけすみやかに、今申し上げたように、できないものまで出せとは言いませんから、早急に賃金額の比較検討に必要な資料として提出していただく。

○委員長(大川光三君) ただいま千葉委員から要求のありました資料は、明後日の委員会に間に合うように提出をお願いしたいと存じます。

○最高裁判所長官代理人(守田直君) できる限度を次回までに提出いたします。

○委員長(大川光三君) 本件に対する本日の質疑は、この程度にとどめたいと存じます。

なお午前中の審議はこの程度にとどめ、午後三時まで休憩いたします。

午後一時四十九分休憩

午後三時二十八分開会

○委員長(大川光三君) これより委員

会を再会いたします。
まず委員の異動について御報告いたします。ただいま江田三郎君が辞任され、亀田得治君が選任されました。以上であります。

○委員長(大川光三君) 次に、刑法の一部を改正する法律案を議題に供します。
御質疑のおありの方は御発言を願います。

○亀田得治君 前回、本件に関連して、神戸の白石事件についてお尋ねをしたわけですが、その後法務省なり関係の向きにおかれてもこの事件の調査をされたことと思えます。お三人の方の御出席を願っておるわけですが、大体先だって私が申し上げたようなことですが、真相はそんなに違っていないはずですが、その点は刑事局長の方でどういうふうな調査の結果受け取っておられますか。あるいは若干違ふ点等があれば御指摘を願ってもいいと思えますが、どうでしょう。

○政府委員(竹内寿平君) 先般亀田委員から御指摘のありました白石工業会社の所有土地の不法占拠をめぐる事件のあらましにつきましては、大体先だって御指摘の通りのものが真相のようになり私ども考えております。

○亀田得治君 法務省からの文書による報告書は、ただいま簡単にちよっと拝見したところですが、内容については、警察並びに裁判所の方から民事局長が来ておられるので、大体御存じになっていると思うのですが、このことに関して白石工業株式会社の方から大川委員長並びに私、亡くなられた石黒さん三名あてに参考資料として報告書が来

ておるわけですが、これには非常にこまかく実際に体験したことがよく書かれておりますが、こういう報告書は、これは警察並びに何か神戸の担当裁判官の方にも参考として送ったようにここに書いてありますから、ごらんになっておると思いますが、これはいいかげんどうしよう、こういうものをごらんになっておりますか。

○政府委員(竹内寿平君) 送付先には検察庁は入っておりませんが、検察庁にもいただいておりました、それは私の方へ転送されて参っておりますので、私は拝見いたしております。

○亀田得治君 私は、これはとにかくひい事件だと思っております。検察庁の方で法律を作るについて、検察庁の方で法務省が中心になって警察なり、いろいろな方面から具体的に事件の資料を集められたわけですね。ところがこの事件が、われわれに渡された資料の中には載っておらない、そういうことをこの前の委員会終了後私がお聞きしたわけですが、これははなはだふに落ちないわけですが、まあどうでもよいような簡単な事件であつて、ちよっと失念しておつたというものが別ですが、こういう重大な迷惑を及ぼしてそして、地元では問題になっておることを資料の中に載せてこない、はなはだ不明朗なものを感じていられるわけですが、法務省がそんなつもりで削つたわけではないだろう。こういうふうなことはありやうわけはないのだから、その辺のところは一体どうなつていたわけでしょうか。

○政府委員(竹内寿平君) その点、私も不明朗という言い方がいいかどうか別といたしまして、私どもの方でもこの種の事件で処理に困つておる事例というふうなものを、各検察庁にお願いしまして資料を集めたわけでございます。その中に報告されなかったという点につきましては、非常に遺憾に思つておるものでございます。ただ今度調査をしてみますと、直接それが監督者の目にこの事件が映じなかったかと思われまゝ。これはこちらで想像してのことでございますけれども、本件の取り扱ひをしました担当の検事が転任をしておることが一つと、それからあと引き継ぎしました検事がちよつど各種の選挙の時期に入りまして、選挙違反に忙殺されてしまつて、私どもの方で調査を依頼した時期を逸してしまつたというふうなことが、結局報告漏れになつてしまつたんじゃないかというふうな想像されるわけでございますけれども、私も私どもとしてはそういう事件こそ報告していただきたかつたと思ひますし、また報告があればこの議場で明をする機会があつたというふうな考へておるわけでございます。その点私も非常に遺憾に存じております。

○亀田得治君 こまかい点は後ほどまたお聞きしますが、法務省からいただいたこの報告書は、これは全部地元の検察庁がこの文書を書いて送つてくれたものですか。

○政府委員(竹内寿平君) さうでございます。この神戸の検事正から私にあつて、ちゃんと日記番号も入つた書面をそのまゝ写したものでございまして、ただこの中で、文章そのものはちよつとも違つておらないのでございませうけれども、六日付で検事正から一部訂正の電報が入つております。その部分

は、六ページのまん中の「更に」というところからの部分でございますが、この内容自身は、抽象的に読みますと違つていられるわけはございませんけれども、「新たな家屋の建築を開始したのも、右弁護士は同年三月初頃知人を介し多くの会員を有し勢力のあるH会の副会長Sに右土地の管理を依頼し、こゝろあつて、いかに弁護士がそういう多数の勢力を持つていられるH会の副会長を選んで介入を依頼したように書いてございしますが、法律的にはその通りでございしますが、会社とH会との間に話し合ひができておりまして、こういう人を管理者に頼みたいから」ということであつたので、それを受けて、宮内弁護士が、その趣旨の取り扱ひを法律的にしていつた、こういうのが真相であるから、その点を誤解のないようになつて電報をいただいておりますので、この部分の三行ばかりの記載を、そういう趣旨において御理解をいただきたいと思います。

○亀田得治君 まず検察庁の関係ですが、この法務省から出された報告書の三ページですが、これを拝見いたしました。ほかに事情も書いてありますけれども、はなはだおそいですね。昭和三十四年の三月には封印が破棄されておるといふことがわかつていて、結局同年の十二月、八九月くらい放置されておつたことになる、ようやく起訴しておる。こういうことは、ほかにいろいろ事件もあつたというふうなことは書いてありますけれども、実際にその場所で起きている状態から見ると、はなはだしくこれは職務怠慢だと思ふのです。がね、こういうことはどういふふう

に受け取つておられるわけですか。それは検察庁にはたくさん事件があるので、すから、ほかの事件があるからというやうなことで、あるいは検事が変わったからというやうなことを理由にもしないのあれば、どんな場合だつてありますよ。そんなことは私は理由にならぬと思ふのです。

○政府委員(竹内寿平君) これは検察官としての感覚の問題になると思ふのでございしますが、一般的に申しまして、いわゆるこれは直告事件と申してありますが、直接検察庁に告発してきつた事件、こういう事件の処理の仕方といたしまして、これはもうこの種の事件に限らずに、どんな告発でありましたも、告訴でありましたも、受理をいたしましたならば、すみやかにこれを各検事に配点いたしまして、また各検事はできるだけ早くこれを処理するといふのが、告訴、告発事件の処理の基本的な態度でございするわけですが、大都市の検察庁におきましては、この告訴、告発事件といふのは、どうも処理が出来る傾向があるわけでございます。まして、私どもも常々この点につきましては、幾たびか警告を發して、処理の促進をはかつておるわけでございます。これは一般的な基準から申しますと、三十四年の二月十八日にこの事件は告発を受けておりますが、三月初めごろから捜査に着手して、現地の写真なども写して、関係者を呼び出して取り調べを続けておりました、同月二十五日になつて同検事が転任と、こういうことになつております。そなたといひますと、スタートは相当適正にといひますか、そう必ずしもおそくなく着手したと思ふのでございするけれど

も、その後、先ほど申したような事情でおくれたようになっております。こういう事件を受け取ったときの主任検事の感覚と申しますか、それはある程度主任検事によって支配される事件処理の態度になると思いますが、そういう点から申しますと、最初の検事は非常に思ったよりよかったし、感覚もよかったです。この検事が、ほかに忙しかつたといえ、ややそういう点に於いての感覚が十分でなかったように私も看取されるわけでございます。

○龜田得治君 いや、これははなはだしく不適當なもので、報告書を見ましても、最初の検事は、三月の四日に係争地に行つて、現場写真をとつておるわけですね。封印破壊ですから、これはすぐわかるわけでしょう。専門家であればこんなことは当然わかつておると思いますが、封印が破壊されたということとは、当然そのまゝにしておけば、さらにもっと問題が進行していくと、こんなことは当然なことですね。だから、その段階ですぐなぞ処理できないのか。とにかく客観的にそういう現場を写真までとつておきながら、告訴、告訴状には、最初暴力団などが来て、ブルトナーザでへいをこわして、押し切つてやつた、そんなことも書いてあるわけですね。そんな現場まで見ておつて、写真をとつて、そして関係者を型通り呼び出して調べを続けておる。こういうことが了承できないのです。だから、法律は適用する場合に、人権を侵害しないようにいろいろ気をつけてやつてもらわなければならぬ。ところが、事がきわめて明白だといふ場合には、やはりそれに即応した迅速な処

置をやつてもらわなければ、はなはだ困るわけですね。あとに何か選挙違反の事件がその後かつた検事がやつてきたときにたゞさんあつたといふようなことが書いてあるわけですね。それは検察庁の内部のことですから、国民から見れば、そんなことは何もどなたにかわらうが、同じようにやつてもらえるものと、そういうふうに見えるのが当然だし、またそうでなければならぬはずでしょう。それが年末までほつてあるわけですから、現場はすっかりその間に変わつてしまつておる。こういうことで、検察庁というものは責任も何もとらぬでもいゝのですか。私は大きなミスだと思つておる。検事正のそういう点等についての意見といふものはどういふことになつておるのか、この書類には少しも書いてありませんが、あるいは法務省の方でそういう点さらけ突つ込んでお聞きになつておれば、開かしてもらいたい。

○政府委員(竹内寿平君) こういう処理が適切であつたかといふと、私も龜田委員と同じように、適切であつたとは申しかねるわけでございまして、それがそれならばどういふ責任を負わさるべきであるかといふことになりまして、これはまた別の観点から十分慎重に検討しなければならぬことだと思つておる。要するに、私先ほど感覚の問題を申し上げましたが、これは、封印破壊という事件は、刑法犯の犯罪といひましたし、必ずしもきわめて重大な犯罪だといふことにはならぬといひかねないものでございまして、けれども、この封印破壊の事件の背後にありますものは、もしたゞいま御審議

の当時存在しておりますならば、それに該当するような事犯を伴つておる、いわばその跡始末的な事件であるわけでございます。特に私どもの手元におきましては、ここ二、三年來しばしば不動産侵害の、あるいは不法占拠の状況等につきましては、検察庁をもわづらわして調査をしておつたわけでございます。いま、検察官としてはそこへ勘がなければならぬはずだと私は思つておるわけでございますが、まあそこには勘が至らなかつたためにおつておるというふうな結果になつておるのではないかとおもうに思つておる。そういう意味におきまして、やや感覚において欠けるところがあつたように思つておるわけでございます。特に、裁判所の立場とは違ひまして、検察官はそのときの最も適切な妥協な処置をするといふことをまず第一に念頭に置かねばならぬわけでございますが、本件を一般の封印破壊の事件と同じように考へて、一般の事件並みに扱つて、いささか時期を失してしまつたという感じがせぬでもないわけでありまして、が、しかし、地元の検察庁にしてみれば、この事件が結局ものにならなかつたわけではなくて、ただいま公判にもかけておる、こういう状況でありまして、一応事件の処理といひましたし、一応事件をなしておるということになるわけでございます。この事件の処理がかりに今申したような点において妥協を欠く点があつたといひましたし、直ちに職責の問題になつてくるかどうか、これはなお私どもとしては研究をしてみないかと思つておる。

○龜田得治君 警察の方にちよつとお

開きしますが、白石工業の方では、本件の約五百坪の土地について、へいをめぐらして保管をしていたわけですね。それに対して、昭和三十三年十二月の下旬に、いわゆる組といふものがブルトナーザを入れてきてへいをこわして侵入してきた。即刻兵庫署の方に被害者から申し出ておるわけなんです。警察はその段階で関与できると私は思つておる。それをちよつとも取り上げなかつたわけですね、第一段階で。そこで実はこの問題がだんだんこじれていったわけなんです。で、警察がみだりに刑事事件に關係のない民事問題に介入しちゃならぬといふことは、それは私たちが当然だと思つておる。が、明らかにへいをこわして行く、そういうものはどんな權利關係にあるものがあるのか、とにかく被害者が自分のうちのへいがこわされて困つておる、実力でいきなりこわされて困つておるといへば、これは當然被破罪として親切にその場で取り上げていくべきなんです。そういう点が、一本本件についてどう刑事局長はお調べの結果考へておるのか。

○政府委員(中川重治君) お答えいたします。最初お話のありました、三十三年の十二月二十五日に白石工業の社員の方と他の方と計二人が、この土地を管轄しております兵庫警察署においでになつております。それで、白石工業の報告書にありますが、一口に言へば民事事件だから警察は関与できないが、そういう旨の報告書がありまして、そういうふうにお答えしたこと

は事実でございます。その關係を今度いろいろ当委員会では龜田さんからお話が出ましたので、法務省から連絡を受けてまして、私も事が重大だと考へまして、さつそく調べて参つたのであります。一口に申せば、民事事件だから警察はいかぬといふことは申したの事は事実でございますが、その間のやや詳細にわたる、そのときのいきなりになつた状況等を、私が調べた結果申し上げたいと思つておる。三十三年十二月二十五日、これは実は警察におきましては、この方が相談においでになつたと理解しておりますので、供述調書とか何とかはとつておりませんので、当時御相談に應じました兵庫警察署の警部補の鳴海國博という人物が取り扱つたのですが、そのときの記録がございまして、當時三十三年の十二月下旬のことでございますので、記憶を呼び起こしてつづつたのでして、みたのでございまして、大体その状況は、次に申す通りでございます。

夕方にその二人がお見えになりました。御相談に参りました。と、こういうことでありましたので、ちよつと夕方、執務時間をこえておつたようでありまして、兵庫警察は御案内かと思つて、相当事件が多い警察でございますので、執務時間が過ぎてからもちろん残つております。鳴海君ももちろんおつたのであります。それで、鳴海君の係は外勤の係だったので、すけれども、御相談がありましたので、御相談に應じております。それで、白石さんの方では、私の方で買った土地に、建築用の砂が運び込まれておるのだが、このまま黙つておると家を建てられまして、家を建てられまして、しまわれないように、警察から一つ排除してもらえないか。、こういう趣旨の

被害者に当たる人が向こうの会社がやったのではないと言ふことを信用したと言へば信用したのでございますけれども、向こうで問題になっておりますように、次から次へいろいろな事件が伏在して参ることを思い合わせますと、そのときに的確に器物損壊罪であるという、親告罪であるにいたしましたとしても、もつと的確な措置をしておくことが望ましかった、こういうふうに考えておる次第でございます。

○龜田得治君　さっきのお話ですと、その当時白石から来た人の供述調書はとっておらぬのでありますね。

○政府委員（中川董治君）　ええ。

○龜田得治君　警察では何かその当時聞いたことの控えでもあるのですか。

○政府委員（中川董治君）　先ほどもお答えいたしましたように、兵庫署に限りませんが、各警察で警察活動をやっておりますと、困ることが起きますと相談に見え方がある。この場合もそういう意味の相談だと理解しておりますので、被害者としての供述調書をまずとつていない。それから供述その他に關して大へんに響く問題等につきましては、警察活動として日誌を書かさせているわけですが、この事件につきましては、やや相談的なことだと理解いたしましたので、鳴海警部補はその關係を記録していないのであります。それを記録していないから、文書その他によつて当時の状況を明らかにすることはできませんので、私どものやりましたことは、当時の關係職員について調べさせて、当時の關係等を思い起こさせて、今お答えいたしているような次第であります。

○龜田得治君　ずいぶん今詳しい報告

があったわけですが、その供述調書もない、それからその当時の控えもなく、そんな詳しいことを言うてくるといふことは私はおかしいと思うのです。それは白石工業にしてみればそんなことを——すべてこれは速記録に載ったわけですが、ごらんになったらおそらく憤慨しますよ。それは警察にいかにも落度があったように要点要点を注意してちゃんと報告しておりません。ミスだったミスだったというところをはっきりしてもらわないと、そういう方法だけでは、これはこの事件を取り上げた以上はこれはちょっと了承できませんね。この白石からの報告によりまして、昭和二十二年の七月にこの土地を白石は買っている。そしてさくを設けてずつと管理をしてきていて、約九年間別にその間権利関係のそういう異議などは一切どこからも出ておらぬわけですね。そういうものについてあたかも何か警察自身が、自分の立場といふか、何かあるのじやないかといふふうにするのがもつともいかなことを言うために、書類に基づかないで、そんな詳しいことをおっしゃるの、私は承服できない。だからこれは一つ委員長の方で鳴海警部補と、白石のそのとき出かけて行って申請した人と呼んでもらって、こういう具体的問題で一体どうなっているのかというのを、私は調べてもらいたいくらいに思う。そうしませんが、それはしゃんとできません。今読まれたのは、あれやこれやその当時の人に兵庫署の責任者が聞いて、文書でそれだけのことを送って来たのですか。

○政府委員（中川重治君） 亀田先生の言われることはよくわかりますが、ところがいろいろ国会で審議なさっているの、その間のことを私も知りたいと思ひまして、率直に申して、その関係者の記録がないので明確を欠いているわけですね。ところが、そのときの係はだれであったかといふことを私が調べたところ、偶然なことですが、鳴海警部補はほかの事情で転任して私のところに来たわけですね。本庁の私の部下に来ていたわけですね。私がうちの係をして鳴海警部補に事情を供述せしめてそれを調書にしたのです。そういう本人の記憶をたどって作ったものであるといふことを明らかにしてお答えしたわけですね。御了承願います。

○亀田得治君 そういうことになる、なおさら信頼性がある意味で欠けるわけですね。あなたの立場から言うなら、私の部下に今なっているから、直属の部下だから、これは間違いないとおっしゃるかも知れぬが、外部から見ると、その当時調べた鳴海警部補があなたのとこにいたのなら、そんな変な都合の悪いものは国会に出さぬじやろ、こういうふうに進んで考えますよ。あなたは私に限りてそんなことはないと云われるかも知れないが、そこが問題ですよ。だからこれはちょっとそのままさうですとかいふふうには、これはお聞きするわけにはいかぬ。私は今はちよいとちよいと法務委員会に顔を出さなければならぬので、あまり時間をとりません。文句が出ていけぬが、これは今の報告だけではいけません。それはほんとうに調べられたら相当違ったものがあると思います。

次に裁判所の方に一つお聞きします。私は裁判の内容に「ごちゃごちゃ」は「タツタツ」するつもりはないので、す。ないのですが、ともかく結果から見て裁判所の処分がおかしい。そしてまた仮処分の決定をやつて、その結果といふものがこわされている、いろいろ現象が現われているわけですね。その一つは、警察が先ほどのような態度をとられるものですか、白石工業の方では三十三年の十二月二十七日に裁判所に仮処分を持ち込んでいたわけですね。ところが、きょうは年末のあいさつだけであるといふことで、これは受け付けてもらえなかつた。一体裁判所といふところは年末年始になると、告発とか、仮処分だとか、そういう緊急のものでも、もう一切受け付けぬ、こういうことになつていないはずですが、

○最高裁判所長官代理者（仁分百合人君） 訴状その他一切の申立書、これは休日といえども裁判所書記官の方で受理をこぼすといふ権限はないわけですね。ご意見を。本件の仮処分、これは先ほど二十七日に提出があったといふふうな亀田委員のお言葉でございましたけれども、私どもの調査いたしましたところでは、申請書の受付の日付は三十四年の一月六日になつております。その申請書自体の、これは代理人がお書きになった記載でございますが、この申請書の日付によりますと、三十四年一月五日となつております。それが一月六日と訂正されて、代理人の訂正印が押してあるわけでございます。従いまして、年末に仮処分の申請書が出た、それが受理されなかつたかどうかという点にかなり疑問を持っております。ご意見を。なお、神戸の受付の職員等について調べてみます。そんな記憶は全然ない、また、受理するかしないかでもんちゃくを生じたとい

うような記憶も全然ないといふふうに言つて参つておる次第でございます。

○亀田得治君 これは結局受け付けてもらえなかつたから、これは書類を持ち帰っているから証拠が残つておらぬ。そういう点についてはそれだけのことなんです。持つていかぬものを持つていったといふふうなふに、まさか関係者がわれわれにそんなことを言はずが。そうして警察へ行つてその翌々日ですから、これは当然さうあるべきことですが、警察に行つたのは二十五日、一、二日弁護士かだれかに相談したものでしょう。そして二十七日、それは本人の当時の状況から言へば、私はやはり持つていったのがほんとで、おどろくと思つて、それは持つていって、受け付けてあれば、受理自体はしてもらつたとわれわれには言うてくるに違いない。受け付けてもらえなかつたといふところが非常に納得のいかぬところがあるわけなんです。だから、これは年末に持つていったかあるいは正月に持つていったかどうか、一日や二日の記憶違いはあつても、私は本人たちを呼び出せばこのことははっきりすると思ふ。年末であるか、正月であったかといふことは、普通の月じやないのですから。だから非常にこれは重大だと思つてゐるのです。

それで、今民事局長のお話ですと、何か申請書が一月五日となつておる日付のところを訂正して六日となつておる。それで申請書自体がおそかつたんじゃないかとも、それだけでは断定できない。それはやはり昨年作つた書類を、どうも年度の違うものをそのまま出すのも格好が悪いといふような感じがあつて、そこだけはタイプなりを打ち直して出しているといふことは、当然普通の常識として考えられる。だから、そういう訂正印があるから、それだけで本人たちが年末に持つていったといふのが間違いだといふことは、私は言えないと思ふのです。そうでは、それだけではちょっと断定できないでしよう、あなたとしても。

○最高裁判所長官代理者（仁分百合人君） こちろといたしましては、先ほど申し上げたような材料によりまして、疑問があるといふふうに申し上げただけで、間違ひであるといふことは絶対申し上げてゐるわけじやございません。それで、なおよく調査いたしました申し上げたいと思ひます。

○亀田得治君 これは一つぜひ明白にしてほしいと思ふのです。こういうことがわれわれの目のつかぬところで、もし実際にそんなことがやられてゐるとしたら、これはほんとうに改めてもらわなければならぬことですね。そこで、その点はそういうことで民事局長に、なおこの法律案と離れてもいいですが、明らかにしてほしいと思ふのですが、仮処分事件に関する決定にあつたの疎明の問題ですね。これは、民事訴訟法の二百六十七条に疎明の方法といふものが規定されてゐるわけですが、よく私たちが訴訟事件を扱つてぶつかる場合があるのですが、仮処分で、従つて証拠としては、疎明なんだから、だからあまり検証だとか、そういう複雑なことは困る。そういうことをよくおっしゃる裁判官が、あちこちたまにはある。そういうことが定説でもないと思ふのですが、どうも不動産のこういう明らかな不当な侵害

事件とか、そういうものについて、やはり時機を逃がすようなことがあるわけですね。本件なんか、これは事件を裁判所が正式に受け取ったのはどうも一月六日だというふうなことで、あつて、それが八日に仮処分が出ていますので、それから、そこだけをとって考えれば、そんなにこれは急ぎでいたというふうには考えられませんが、もし二十七日に実際に受理されたという事で、受理はあつても今の感覚から言つて、受理はあつても年を越すのじゃないかという感じを受けるわけなんです。そういう際に、二百六十七条の疎明の方法というやつがやはり何か一つ関係があるのですね。ところが、二百六十七条の第二項の方には、別個な立証の方法というものを、疎明にかゝる方法というものがあつて、疎明にかゝる方法というものの活用なりというものはあまりない。この仮処分というものは、急を要するものだから、この第二項のようになつておればこそ、この第二項のようになつておれば、私はほんとうに裁判所が国民のそういう権利義務というのを重んじておられるのであれば、この規定があるうがなかるうが、じゃ、参考に行つて、ともかく見てきてやるといふことが、これはあつてもいいことだと思つておられます。いつもかそんなことはできぬでしょう、どんな場合でも。そういうことなんです、何か手取り早く処分ができない場合がよくあるのだが、民事訴訟法上そういうことができないのか、取り扱う裁判官の態度の問題なのか、その辺はどういうふうにお考えになつておられるのでしょうか。

しほんとうに民事訴訟法自体が悪いわけ、これは訴訟法を変えたいというわけですから、どうなんですか。○最高裁判所長官代理者(仁分百合人君) 民訴の二百六十七条の疎明に関する規定でございまして、この規定によりまして、「即時取調フルコトヲ得ハキ証拠」といふことで、証拠方法を疎明の場合は制限したとして、即時性というものを要求しているわけでございます。そういたしますと、これが人証の場合でございまして、在廷の証人、あるいは在廷している当事者、物証の場合でございまして、裁判所が留置している物、あるいは当事者が持っている文書あるいは物を書証あるいは検証物として出すというふうなことになるわけでございます。検証について、これは即時性という点からみますと、これは厳密な意味から言つて、疎明方法には属しないというのを言わなければならぬ。この一部に、仮処分の場合にも検証の必要があるのだから、この検証の必要があるのだから、検証、これをやつていふという例もあつて、これはございまして、あつたように聞いております。あるいはまた事実上現地に臨んで現場を見つていふようなやり方をしておられる裁判官も、一部にはあるように聞いています。これは、正確な検証はできないという建前で、調書なんかはとつておられる方はないやうでございます。なるほど仮処分の場合におきましても、実地を見つていふことが、これが非常に便利であるといふことは疑いを入れないと思ひます。

けれども、ただ二百六十七条の即時性というものに抵触するといふこととか、現行の民訴は一応検証といふことは許されないのではないだろうか。それは立法論としてはどうしたらいいかという点が問題になるわけでございます。この点につきましても、三十二年の三月の裁判官の中央会合において、この問題を取り上げたわけでございます。そのときいろいろの議論が出たわけでございますが、一、二申し上げますと、疎明方法によれといふふうな検証といふことまで取り入れるといふことになるかと、鑑定、あるいは証人を呼び出すといふふうな広まるといふことになりはしないか、そうすると、本案訴訟とダブつてくるような関係にもなつてくると、どちらかが必要になるのではないか。それから不便に感ずるという事件も、これは東京の場合でございまして、年々大抵一万件の事件があつても数件にしかすぎない。検証をしないうで写真を出すという方法もあるのじゃないかといふやうな議論の方が結局大勢を占めたわけでございます。まして、さしあたりといたしましては、何とか運用上まかなつていけるのではないかと、いふやうに考へていられるわけでございます。

○龜田得治君 鑑定とかいふことになると、相当慎重な手続になつていふべきで、仮処分なんかの場合に、現場へ行つて見るといふことはこれは一番いい、事件にももちろんよりまずいけれども、いい方法だと思ふのです。だから、そういうことの必要のあるやうな事件が持ち込まれてくる、すぐその場で一時間ほど行つてとにかく見てくる。この方がものによつては、書類の上であつても、いふやうな見えていふよりも、よほど適切なことができると思ひます。だまされもしないだろうから。それから即時といつたて、何とも二日も三日も間を置くといふわけじゃないのですから、なぜ裁判所の方で検証が疎明方法の第一項のところに含まれないといふやうに解釈するのかわかりません。それは裁判所に書類を持ってきて出しても、それが裁判官が実際にあつて待つていられるわけじゃないでしょう。ほかの事件をやつていければ、それが済むまでなんですか。これも多少合理的のやうなことを私申し上げますけれども、やはり時間を待たされることはあるのです。即時といつたて何もない。即刻といふやうに解釈する必要はない。やはり真相を早くつかめるやうなものであれば当然私は含ませてやつていくのが親切な解釈だと思ふのですが、なぜそういうふうな一般の裁判官が検証を除外するのか、どうもふに落ちないのです。除外しないでやうに含めておいた方が、それを使つた方がいふ場合もあるのですから、便利なんじゃないでしょうか。現に検証といふ方法がなくなつて、一つ参考に見て来ようといふやうにして行く裁判官もありまふ。むしろそんなことの方が邪道です。よし、もし検証がいけないんだといふことなら、そういう邪道のことをやつておられる方が、検証も含めて解釈していい余地があるのに、それをわざと排除して解釈していくといふのはどうもふに落ちない。どうしてもそう

いふことなら、これは検証も含むやうに訴訟法を改めたいといふやうな感じがする。○最高裁判所長官代理者(仁分百合人君) 龜田委員の御質問まことにございまして、そこが多々あると思つたわけでございます。実際に現場を見ました方が非常にわかりがよいといふやうな点もあるわけでございます。この検証を正式にいたすといふことになりまふと、調書を作らなければならぬと、それは書記官の仕事として、最もむづかしい仕事でございまして、日時も要する、従つて手続といふものもそれのために遅延してくるんじゃないかといふやうなこともおそれるわけでございます。それと先ほどの会合あたりで出ました、一部からは實際上非常に必要なんだからといふことから検証でしなうにしろといふ意見もございまして、その場では即時性の要求で貴かれていられる、この疎明といふものを、少し行き過ぎではないかといふ意見でございまして、検証ができるといふことを立法化するといふことに疑問を持つたわけでございます。

○龜田得治君 だから、つまり、即時といふことがあるのがじやまになるなら、そこを多少変えてもいいわけじゃないか。しかし即時を置いておいても私はやれると思ふのです。今検証調書のことをおっしゃつたが、では疎明の場合には検証と言つても概略を見ればいいわけだから、疎明の場合にはそんな

な調書を作る必要がないというふうにかこへ書いてもいいじゃないですか。仮処分というのは急いでおるものから、そう書いたところで、それが検証でないとは言えぬでしょう。だから、そこをいろいろなむずかしい問題が片づくようにしなければいかぬのです。これは調書を作らぬでもいいとただし書きを付けば、含めていいでしょう。どうです。

○最高裁判所長官代理者(仁分百合人君) 検証を特にやる事ができるといふふうになくても、現在運用上十分やっているのだというのが実務家の大部分の意見なものでございまして、それを申し上げた次第でござい

○龜田得治君 実務家がそうおっしゃると言うけれども、僕らそういう不動産の事件なんかをやった場合に、それじゃ一つ、次回何日にこれは非公式に見に行きましよう、こういうことで行っているわけなんです。法律をそういふふうになくとも解釈すると、直してないものだから非公式ということになるし、実際は目を改めて行っているわけなんです。だからそこがどうも納得がいかない。そして結局、こういう白石事件のようなことが起きますと、てきぱき処理できなかったことに対する今度は言いわけに使われるだけだ、こっちは。

○委員長(大川光三君) ちょっと関連して私からも伺いたい。われわれの調査によると、むしろ第一線の裁判官は、いわゆる即時性というものが、一つの迅速に行動するための隘路だ、よろしく二百六十七条を改正してもらいたいという強い実情は要望もあるのです。

そこで、実際はこれで不便を感じないと言われる局長のことをわれわれは真に受けておるわけにいかない。のみなから、これあるために、裁判所の一つの逃げ口上の材料に使われる。ですから、この条文にとらわれず、もっと積極的にこれを検討して、悪ければこれを改正する、足らなければ追加条文を入れるというふうな熱意が、一体民事局長にあるのかどうか、それもあわせて伺いたい。

○最高裁判所長官代理者(仁分百合人君) 法制審議会の民訴の部会におきまして、民訴全般の体系との関連におきまして、この上とも検討してみたいと思います。

それから、先ほどの白石事件に關係があることとありますが、申請書の受付が一月六日、決定は即日ということになっております。その点ちょっと申し上げておきます。

○龜田得治君 即日でしたら、大へんこれは適切にその点はいつているわけですが、これは裁判官は非公式に現場をぐるんになったものでしょうか。そこまではわかっておりませんか。

○最高裁判所長官代理者(仁分百合人君) その点は聞いておりません。

○龜田得治君 まあいづれにしてもこの書類が出されて、即日処理されたという点は私は高く評価するのです。だがそれだけにそれが年末の十二月二十七日、そのときやられておれば、その後の正月休みにおける、実力によってこういういろいろなものを建てた、これ自身がとめられたわけですね。そういう点で一つ最初のところの受付の問題を明らかにしてほしいと思う。それで、まあ一応お三人の方に、きわめて問題

になるところだけをしばらくお尋ねしたわけですが、この白石の方からいいますと、現在まあ不動産窃盗という刑法の一部改正が出ておる。それに対する白石としては積極論であるわけなんです。ところが陳情書の中で、立法化の問題とは別に、この程度のことでは現行法のもとでも処理できるものと信じておるということが付記されておるわけなんです。私はこれは非常に重要だと思ふのです。この点は、そうして実際に事件自体をありのままに当たっていきば、現行法でこういう問題は絶対ないわけなんです。私もそういうふうには確信する。しろうとの人から見てもそういう意味では、現在の警察、検察庁、裁判所のこういう問題に対する扱いについて非常なやほり不満があるわけなんです。これは刑法の一部改正ができたからといって急に改まるものじゃないでしょう、その点が。もしそういうことなら、何もそう法律をたくさん作っていくのがこれは能じゃないのでして、これはいつも問題になることで、最小限度刑罰法というものは作って、その作られた法規は十分活用もしていく、こういうことではない。むしろ活用の方が足りない。しかも、これは法務省の報告書の一審裏、先ほど竹内さんからも指摘のあった、結局は組がその問題を最終的には押えたわけですね、相手の組の動きを。そうして法務省の方の報告書の中にも、現在白石工業は毎月五万円の管理費を払っておる、こういうぶざまなことが書かれなければならぬ。これでは、ただたくさん費用をかけてそうして、世間から見たら、警察、検察、裁判所、これは

一番こわいところと思つておる。その三つが寄つても組よりもだめじゃないか。まあさうくばらんと言え、そう言われてもこれはしょうがないじゃないですか。その点一体——これは一番始まりが警察ですから、中川刑事局長はどういう感想を持つてこれを見ておられますか。

○政府委員(中川重治君) 私も亀田委員と同じように、いろいろこういふような事態が起こるといふことは、私ども大いに反省しなければならぬと思うのですが、そうして、結局は日本の社会で法律というものがびしっと全部活用していくように努力する責任は、これは警察のごとき最前線、最前線です。やっておるものが当然考えなければならぬことで、警察としては今犯罪という点を一生懸命捜査して、それを刑罰法令を的確に見つけていくということの最前線の責任を持つていこうと考えておりますので、現行法につきましても、今度改正される法律につきましても、法律の内容その他は厳に戒めなければならぬが、そういうような法律の施行という点につきましても、教養をまず第一にやりました、的確に法律を執行していく、こういう方法で進んで参りたいと思ふのであります。それで、現行法の範囲内でもできるだけやるときでございませうけれども、不動産の適用はない、この解釈しておりますので、窃盗は適用しない。そうすると、自然考えられますのは器物損壊とか、それに伴つての暴行傷害とか、そういう点について結局警察としてはやらねばならぬと、こういうふう

のであります。そうすると、若干被害者の立場の方からいへば、警察が非常に手ぬるいという社会常識が働くわけでございますので、こいねがわくは内容等は厳にすみませうけれども、こいういう侵奪罪といふものが出ますと、侵奪行為といふものを証明することに、こいうことになりまして、こいう関係の皆さんの希望といふますか、警察の官憲に対する不安感も一部払拭されていくのじゃないか、こう考えておる次第でござい

○政府委員(竹内壽平君) 現行法のもとでも何か取り締まれるじゃないかといふ点でございませう、これは器物損壊罪が一応考えられるわけなんです。さらにまた器物損壊を通じて暴行等の行為がありますれば、暴力行為あるいは暴行、脅迫、傷害等のそれぞれの罪状に照らしまして処断できるわけでございますが、この事件の実態は何といつても不動産侵奪なんでありまして、やはりまあ全体を通じて考えますと、不動産侵奪罪がほしいなあという感じを私はこの事件を通じて持つわけでありまして、やはり仰せのように、法律があるからといってすべてが法律の予想しているような運用にいくというわけには参らないと思ひますけれども、事本件に關しましては、もし侵奪罪があるとすれば、警察の活動ももっと的確に時期を逸せず処理できたんじゃないかと、こいう感じもいたすのでございまして、現行法のもとでもこいうことは私も考えますが、この現行法のもとでは少し取り締まり規定としては不十分という感じを持つわけでございます。もちろん中川局長も述べられましたように、

逸脱あるいは法の予想している以上の法の動き方になるというところは、これは警戒を要するところでございますが、ただいまの私どもの運用の実情を見ますと、行き過ぎもいけなさと同時に、動き足りない面もないとは保しがたいのでございまして、ただ単に刑罰が重い罰がついておるから動く、軽い罰だから動かぬ、こういうものもろん性質のものじゃございませぬけれども、特に器物損壊ということになりますと、親告罪にもなっておりますし、かなりその被害者の意思を尊重して、その処分にあわせておるというような種類の犯罪でございまして、どうしても一線の警察官としては力が入りにくいという傾向もあるのじゃなからうかというふうに考える次第でございます。

○最高裁判所長官代理人(仁分百合人君) 本件は債務者の占有を奪つて執行吏の保管にするとするといふきわめて強力な仮処分をやっております。そうしてその旨の公示も講じてきたのでございまして、従いまして、公示の破毀をするというふうなことになるかと、封印破毀罪になることは当然でございまして、公示の中にも特にその点は警告されておったようでございまして、しかるに公示札を撤去して、そうしてこの執行吏が保管中の土地に侵入して家を建てるといふような行為に出たわけでございます。まして、仮処分も全く無意義にいたしました。そうしてその結果は妨害排除の実力のある者が介入いたしまして、実力対実力という形になって均衡をとつておるようでございまして、実力が結局法にかわつてしまつておるとい

う結果になるわけでございます。これに對しまして民事手続上の救済といったしましては、この執行性のある對抗手段といふものはちよつと考えられないわけでございます。仮処分命令を無視する者、しかも犯罪を犯してまでも法を無視していつかとする者に対しては、刑事的処置によるほか救済の道はないのじゃないかというふうに考へておるわけでございます。

○龜田得治君 私のお聞きしたかったのは、ともかく檢察、裁判、警察、三者おなじがら、結論において白石工業が毎月五万円ずつ組に払つておるという急場をしつて、こういうことに對するや、これは国の機関としての責任ですね、これは私は非常に重いと思つておる。いろいろなことを皆さんの立場としては言われますが、その結果については十分これは反省をしてもらわなければならぬことなんです。そうしなければ、たとえ不動産についての侵害罪を作つてみたところで、やはりたといふ最初の警察段階において白石のこの管理しておる土地へ組が入つてくる、入つてきた者は、いやこれはこういう理由でおれの方の關係の土地なんだ、決してそんな不動産侵害にならぬのだ、といったようなことを、また何か理屈を設けて言わないとも限らないわけなんです。同じことですよ、これは。だからそうじゃなしに、大体それはそのときの顔色なり態度でわかるものなんです。被害者の一応その気持ちになつて問題に當つてみてやる。當つてみてその通りでなければやめたらいひんだから。当たりもしない。そうして何かほかの關係がからんでおるようだから——こういう考え方がともかくある

わけなんです。こういうことでは幾ら法律を作つたつてやつぱり同じことになりまふ。檢察の方だつて封印破毀という明確なことがなされておる。その同じ考えじゃやはり不動産侵害罪ができたつてやつぱり同じようなことになりまふ。これは不動産侵害罪ができたから急に態度が変わるといふものじゃなからうと思つておる。それがなことが何かこういふことの原因とまではおつしやらぬが、關係のあるようなことをおつしやるが、それは非常に納得いかぬ、そういうことは。その程度で一応この問題の質疑は終わりたいと思つておる。これは法案と離れてでも、もう少し何かこの事件の実態を委員會で明らかにできるように、先ほど御指摘したような点について一つ考へてもらいたいと思つておる。

○委員長(大川光三君) 龜田委員の御要望の点については、機會を得て國政調査の一環としてな調査する機會を作りたい、かように思つておる。

○龜田得治君 この前、本法に關しての質疑は竹内刑事局長にいろいろお聞きして、その後法制審議会の速記録を出していただきまして私も拝見しました。ところが法制審議會の中でも私たちがやはり心配していたと同じようなことが相當委員の方から発言が出ていたわけですね。だから私はやはりこの議事録を拝見して、大体公正に考へる専門家であれば考へることが一緒だなんだと実はそういう感じが持つてこれを見たのです。だからそういう意味で端的に申し上げると、この不動産侵害罪の方はともかくとして、境界のこの損壊罪ですが、これの方はもう少しやはり研究の余地があるのではないかと思

うのですが、この法制審議會でもやはり第一には不動産侵害罪はいろいろ陳情もあるが、この境界に關してはそんな陳情なり要請等がない。こういうところがやはり一つの問題として意見が出ておる。それから条文の配列個所の問題ですね、これは法務委員長からも先だつて御指摘もありましたが、やはりこれも問題になつておる。そういうわけ、せつかくこの新しい刑法の改正草案等が準備されつたある段階だから、それと一緒にこれは検討されてもいいんじゃないかといふふうな御意見等もこれはここにも出ておる、法制審議會でも、私はそれらの意見にみんな同感なんです。が、實際のところ境界損壊罪というやつはもう少し練つてみる必要があるように思つておる。が、大体不動産侵害罪ができればまあ大体それでまかなつていける。で、先ほど申し上げたように、第一その法律を扱う方の心がまえですね、これがなつていないですからね。それもちゃんとしてみたら、これは比較すればすぐわかると思つておる。たとえばあいう三池の問題とか、いや安保反對のデモだとか、こういう社会的な相當問題になつておるようなことは全然關係ないです。これはそれが見たつて一見こんなものを肯定する者はだれもおりやせん。そんなものについて逮捕といふことがされておらぬでしよう。逮捕していいわけですよ。こういう事件では逮捕せぬといふような大体先入観がおかしい。ところが一方ではちよつとした道路交通取り締まりとか、デモが行き過ぎだとか、ついでにブラスカードが警官にさわつたとか、公務執行妨害だとか

がいつて現行犯逮捕をやつておるわけでしょう。そういうことはだれが比較したつてこれはみんな不公平に感ずる。そういう社会的にいろいろ問題が背景にあるものこそ、これは良識的に處理をしなければならぬ事柄がたくさんあるが、どうもこういう暴力団に關係があるようなやつは弱いのですな、何か裏に關係があるように憶測されるわけですよ。たくさんの中にはたまにはそういう事案もあつたわけですから、そうするとみんながそうじゃないか、こういうふうな考えられる。だからその辺のところをやはりしんとすべきなんです。そうして不動産侵害罪、この二つぐらいで大体いいのじゃないか。大体境界の方は相當専門的にいふん議論がありますよ。そつちええ抜けてもらへば、それはもうすぐ審議を打ち切つてやつてもらつてもいいと思つておる。私は法制審議會の議事録を読んで、なお一そう疑問を深めておるのです、いろいろの点で。

○委員長(大川光三君) ちよつとそれに関連して、私からも意見があるのですけれども、時間の關係で、龜田委員は境界損壊罪についていろいろの御質疑を有意義されておると思つておる。しかし、残念ながら時間がありません。しかし境界損壊罪に關する疑義は、龜田委員も私も相通するものが多いのでありまして、次回のときに私みずから境界損壊罪について質問をいたしたいと、かように考へておりますから、あらかじめ御了承をお願いいたします。ほか御発言もなければ、本件に對する本日の質疑はこの程度にとどめたいと存じます。以上をもつて本日の審議は終了いたしました。次回の委員會

は五月十二日午前十時より開会いたします。本日はこれをもって散会いたします。

午後四時五十九分散会

四月二十八日日本委員会に左の案件を付託された。

一、鹿兒島地方法務局垂水出張所庁舎新築に関する請願（第二一〇六号）

一、でい酔犯罪者に対する保安処分法制促進に関する請願（第二一一二号）（第二四二二号）

一、裁判所職員の勤務時間延長反対等に関する請願（第二一九八号）

第二一〇六号 昭和三十五年四月十六日受理

鹿兒島地方法務局垂水出張所庁舎新築に関する請願

請願者 鹿兒島県垂水市長 宮原宏平

紹介議員 迫水 久常君 高野 一夫君 田中 茂穂君

鹿兒島地方法務局垂水出張所の庁舎は、田神部落所有の建物であり、なにぶんにも年数を経ているため損傷いじりしく、その都度市当局において修繕をしているものの台風常襲地帯のこ

ととして、今後幾年を保ちうるかを危ぶまれている実情である。近く実現を見る港瀬干拓事業の完成と古江国分線の開通等垂水市の躍進発展に伴い出張所の取扱件数も必然的に増加するものと思われ、できれば市において庁舎を新築し、その使用方を願いたいのであるが、目下市財政困窮のため、建築費のねん出が困難な状態にあるから、当市が提供する適地に本出張

所庁舎を新築せられるよう特別の措置を講ぜられたいとの請願。

第二一一二号 昭和三十五年四月十八日受理

でい酔犯罪者に対する保安処分法制促進に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市東海岸三ノ二 武田百代外 六名

紹介議員 田上 松衛君

国民の飲酒量は年々増加して、でい酔者はちまたにはらんし、また、家庭は破壊され、飲酒に関連する犯罪は増加の一途をたどっている。とくに酒を好する不良少年の増加は真に憂うべきものがあるから、社会の安寧秩序を保つため悪質でい酔犯罪者は適当に処罰し、かつ、矯正して明るい社会が建設されるよう、一刻もすみやかに保安処分法を制定せられたいとの請願。

第二二四二号 昭和三十五年四月二十日受理

でい酔犯罪者に対する保安処分法制促進に関する請願

請願者 鳥取県米子市富士見町一鳥取県教職員組合西支部婦人部内 田淵 玲子

紹介議員 中田 吉雄君

この請願の趣旨は、第二一一二号と同じである。

第二一九八号 昭和三十五年四月十九日受理

裁判所職員の勤務時間延長反対等に関する請願

請願者 東京都千代田区霞ヶ関

二ノ一東京家庭裁判所内 村山与一郎外七十七名

紹介議員 高田なほ子君

裁判所職員の勤務時間を週五十二時間に延長し、その引き替えに俸給の調整額を八パーセント増額しようとする調

整案は、調整に該当する人も該当しない人も待遇の向上にならないばかりか、労働時間を短縮しようとしている世界の大勢に逆するものであり、共

せぎの場合、家庭生活を破壊し、職場から婦人を締め出す結果ともなるから、ぜひとも中止するよう善処せられたいとの請願。

五月六日日本委員会に左の案件を付託された。

一、裁判所職員の勤務時間延長反対等に関する請願（第二四九七号）（第二五五九号）（第二五六〇号）（第二五六三号）（第二五六二号）（第二五六六号）（第二六九六号）

一、でい酔犯罪者に対する保安処分法制促進に関する請願（第二五六四号）

第二四九七号 昭和三十五年四月二十三日受理

裁判所職員の勤務時間延長反対等に関する請願（四通）

請願者 新潟市港町三ノ丁二、六三三 平沢真二外三十八名

紹介議員 武内 五郎君

最高裁判所は、きたる四月一日から裁判所職員中書記官、調査官のみに対し、一週四十四時間の勤務時間を五十二時間に延長し、その引き替えに俸給

の調整額を八パーセント増加しようとしているが、それでは実質賃金の切下げになるばかりでなく、勤務時間を短縮しようとする世界の大勢に逆行し、

職員の待遇を悪化するものであるから、これを中止する措置を講ぜられるとともに、裁判所職員の行政処分に対する公平委員会制度は、処分を行なつた最高裁判所のみならず公平委員を選定し、最後の判定も行なうことになつて

いるのは、客観的に公平を期しがたい制度であるから、公平委員は、処分を行なつた最高裁判所並びに下級裁判所の関係者以外の第三者によつて構成されるよう、裁判所職員臨時措置法の一部をすみやかに改正せられたい。

第二五五九号 昭和三十五年四月二十五日受理

裁判所職員の勤務時間延長反対等に関する請願

請願者 三重県一志郡久居町東鷹跡町 岡二郎外四十四名

紹介議員 千葉 信君

この請願の趣旨は、第二四九七号と同じである。

第二五六〇号 昭和三十五年四月二十五日受理

裁判所職員の勤務時間延長反対等に関する請願

請願者 宮城県仙台市角五郎丁六六 佐治英子外十三名

紹介議員 千葉 信君

最高裁判所は、きたる四月一日から裁判所職員中書記官、調査官のみに対し、一週四十四時間の勤務時間を五十二時間に延長し、その引き替えに俸給

の調整額を八パーセント増加しようとしているが、それでは実質賃金の切下げになるばかりでなく、勤務時間を短縮しようとする世界の大勢に逆行し、

職員の待遇を悪化するものであるから、これを中止する措置を講ぜられるとともに、裁判所職員の行政処分に対する公平委員会制度は、処分を行なつた最高裁判所のみならず公平委員を選定し、最後の判定も行なうことになつて

いるのは、客観的に公平を期しがたい制度であるから、公平委員は、処分を行なつた最高裁判所並びに下級裁判所の関係者以外の第三者によつて構成されるよう、裁判所職員臨時措置法の一部をすみやかに改正せられたいとの請願。

第二五六一号 昭和三十五年四月二十五日受理

裁判所職員の勤務時間延長反対等に関する請願

請願者 福井市牧の島町四〇ノ一 小林大男

紹介議員 千葉 信君

最高裁判所はきたる四月一日から裁判所職員のうち書記官及び調査官に対して、一週四十四時間の勤務時間を一週五十二時間に延長し、その引き替えに俸給の調整額を八パーセント増加しようとしているが、それでは一時間当たりの賃金は大幅に減少して実質賃金の切下げになるばかりでなく勤務時間を短縮しようとする世界の大勢に逆行するものであるから、これを中止する措置を講ずると共に、公平委員会の判定を公平にするため、処分を行なつた最高裁判所並びに下級裁判所の関係者

外の第三者によつて公平委員会を構成するよう裁判所職員臨時措置法の一部をすみやかに改正せられたい。また、公務員の給与は非常に低いが、人事院は全く政府の従属的御用機関となつて、ごまかしの勧告しか行なわず、公務員の生活は安定しないから、(一)基本賃金を一律に三千円引き上げる(二)年間一時金最低三・五箇月分とし、夏季一箇月以上、年末二箇月以上、年度末〇・五箇月以上支給するよう措置すると共に、ほう大な軍事予算を伴う新安保条約の批准をやめられたいとの請願。

第二五六三号 昭和三十五年四月二十五日受理
裁判所職員の勤務時間延長反対等に関する請願
請願者 福井市松本下町三二ノ一 酒井三樹夫
紹介議員 千葉 信君
この請願の趣旨は、第二四九七号と同じである。

第二五六二号 昭和三十五年四月二十五日受理
裁判所職員の勤務時間延長反対等に関する請願
請願者 宮城県仙台市片平丁四〇 加藤作治外九名
紹介議員 千葉 信君
最高裁判所はきたる四月一日から裁判所職員のうち書記官及び調査官に対して、一週四十四時間の勤務時間を一週五十二時間に延長し、その引きかえに俸給の調整額を八パーセント増加しようとしているが、それでは一時間当りの賃金は大幅に減少して実質賃金の切り下げになるばかりでなく勤務時間を短縮しようという世界の大勢に逆行するものであるから、これを中止する措置を講ずるとともに、公平委員会の判定を公平にするため、処分を行なつた最高裁判所並びに下級裁判所の関係者以外の第三者によつて公平委員会を構成するよう裁判所職員臨時措置法の一部をすみやかに改正せられたい。さらに、調整額の増額をやめて一律三千円

の賃金引き上げを実現せられたいとの請願。
第二五六三号 昭和三十五年四月二十五日受理
裁判所職員の勤務時間延長反対等に関する請願
請願者 兵庫県伊丹市梅園町二八八 宮本善三外十九名
紹介議員 松浦 清一君
最高裁判所は、裁判所職員中書記官、調査官のみに対し、一週四十四時間の勤務時間を五十二時間に延長し、その引きかえに俸給の調整額を八パーセント増加しようとしているが、それでは実質賃金の切下げになるばかりでなく、勤務時間を短縮しようとする世界の大勢に逆行し、職員の待遇を悪化するものであるから、これを中止する措置を講ぜられたいと、裁判所職員の行政処分に対する公平委員会制度は、処分を行なつた最高裁判所のみならず公平委員を選定し、最後の判定も行なうことになつてゐるの、客観的に公平を期しつた制度であるから、公平委員は、処分を行つた最高裁判所並びに下級裁判所の関係者以外の第三者によつて構成されるよう、裁判所職

員臨時措置法の一部をすみやかに改正せられたい。又、一律三千円の賃上げ、ILO条約第八十七号の即時批准、国家公務員法のうち、憲法に違反する条項の廃止、代行書記官、代行家裁調査官制度の即時廃止等についてもこれが実現を図られたいとの請願。
第二五六四号 昭和三十五年四月二十五日受理
裁判所職員の勤務時間延長反対等に関する請願(二通)
請願者 栃木県鹿沼市麻苧町一、五五四 田中トミ子 外一名
紹介議員 戸叶 武君
政府の施策により国民の飲酒量は年々増加され、でい酔者はまたにはらんし家庭は破壊され、飲酒に関連する犯罪は増加の一途をたどり、酒を愛好する不良少年の激増は真に憂うべきものがあるから、社会の安寧秩序を保持するため悪質でい酔犯罪者は適当に処罰し、かつ、きよう正して明るい社会が建設されるよう、一刻もすみやかに保安処分法を制定せられたいとの請願。

五月七日日本委員会に左の案件を付託された。
一、裁判所職員臨時措置法の一部を改正する法律案(千葉信君外一名発議)
裁判所職員臨時措置法の一部を改正する法律案
裁判所職員臨時措置法の一部を改正する法律案
裁判所職員臨時措置法(昭和二十

六年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。
本則に見出しとして(準用規定)を附し、本則各号列記以外の部分中「他の法律」を「この法律及び他の法律」に、及び第三十八条第四号を「第三十八条第四号、第八十五条から第八十七条まで、第九十条、第九十一条及び第九十二条第四項」に改め、「最高裁判所規則」との下に、「同法第八十三条第二項中「第九十二条」とあるのは「裁判所職員臨時措置法第二条第七項」と、同法第八十五条中「人事院又は人事院の承認」とあるのは「最高裁判所の承認」と、同法第八十六条中「人事院に対して、人事院又はその職員の所轄庁の長により」とあるのは「裁判所公平委員会に対して、その職員の所轄庁により」と、同法第八十七条及び第九十条中「人事院」とあるのは「裁判所公平委員会」と、同法第九十一条第一項中「人事院又はその定める機関」とあり、同法第四項中「人事院」とあるのは「裁判所公平委員会」と、同法第四百条第四項中「人事院」とあるのは「最高裁判所又は裁判所公平委員会」とを加え、本則第一号中「第七十三条第二項、」の下に「第八十四条第二項、第八十八条、第九十二条」を加え、本則を第一条とし、同条の次に次の一条を加える。
(裁判所公平委員会)
第二条 最高裁判所に裁判所公平委員会を置き、五人の委員をもつて組織する。
2 委員は、人格が高潔で、裁判事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し高い識見を有する者のうちから、最高裁判所が任命する。
3 委員は、非常勤とする。
4 委員は、裁判所職員の職を兼ねることができない。
5 裁判所公平委員会は、前条において準用する国家公務員法第八十七条の規定によつてした判定に基づき、勤務条件に關し一定の措置を必要と認めるときは、その職員の所轄庁に対し、その実行を勧告しなければならない。
6 裁判所公平委員会は、前条において準用する国家公務員法第九十一条の規定によつてした調査の結果、当該処分が相当であると認めるときはこれを承認する旨、当該処分が相当でないとき又は当該処分を取り消し又は変更すべき旨及びこれに伴う必要でかつ適切な措置をすべき旨を判定をしなければならない。
7 裁判所公平委員会が当該処分を相当でないとき認め前項の判定をしたときは、当該処分を行なつた者は、その判定に従い、直ちに必要の措置を執らなければならない。
8 裁判所公平委員会は、最高裁判所規則の定めるところにより、第六項の判定につき、当該処分を受けた者若しくは当該処分を行なつた者の請求により又は職権により再審を行なうことができる。
9 裁判所公平委員会は、その権限に属する調査の一部を、その委員に行なわせることができる。
10 前各項に規定するもののほか、裁判所公平委員会に關し必要な事

項は、最高裁判所規則で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

2 改正前の裁判所職員臨時措置法（以下「旧法」という。）において準用する国家公務員法第八十六条又は第九十条の規定によつて最高裁判所に対してした要求又は請求で、旧法において準用する同法第八十七条又は第九十二条第一項若しくは第二項の規定による判定（以下この項において「判定」という。）の行なわれていないものは、改正後の裁判所職員臨時措置法（以下「新法」という。）において準用する国家公務員法第八十六条又は第九十条の規定によつて裁判所公平委員会に対してした要求又は請求とみなし、旧法において準用する国家公務員法第八十七条の規定によつて最高裁判所がした調査、口頭審理その他の事実審査で、判定の行なわれていないものは、新法において準用する国家公務員法第八十七条の規定によつて裁判所公平委員会がした調査、口頭審理その他の事実審査とみなし、旧法において準用する国家公務員法第九十一条の規定によつて最高裁判所又はその定める機関がした調査で、判定の行なわれていないものは、新法において準用する国家公務員法第九十一条の規定によつて裁判所公平委員会がした調査とみなす。

3 旧法において準用する国家公務員法第八十七条又は第九十二条第

一項若しくは第二項の規定によつて最高裁判所がした判定に基づく措置及び旧法において準用する同法第九十二条第一項又は第二項の規定によつて最高裁判所がした判定に対する審査については、なお従前の例による。

昭和三十五年五月十四日印刷

昭和三十五年五月十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局